

令和7年度
教育委員会事務の点検及び評価報告書
(令和6年度事務事業分)

山形市教育委員会

山形市議会議長 丸子 善弘 様

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和6年度の山形市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について行った点検及び評価の結果に関する報告書を提出します。

令和7年11月27日

山形市教育委員会教育長 金 沢 智 也

目 次

1	教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	1
2	令和6年度教育委員会の活動状況	
	(1) 山形市教育委員会	3
	(2) 教育委員会会議の開催状況	3
	(3) 総合教育会議の開催状況	6
	(4) 計画訪問及び公開研究会の視察	6
	(5) 教育委員会活動の情報発信	6
3	令和6年度事務事業体系図	7
4	令和6年度事務事業の点検及び評価	
	施策の方向性1 学校教育の充実	
	基本施策1 魅力ある学校づくり	
	施策1 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成	
	取組3 確かな学力の育成	9
	施策4 教育の情報化の推進	
	取組1 ICT教育の推進	17
	施策5 一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実	
	取組1 特別支援教育の推進	25
	基本施策2 安全・安心の学校づくり	
	施策4 生徒指導・教育相談体制の充実	
	取組3 いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応	31
	基本施策3 連携による教育の充実	
	施策3 学校・家庭・地域との連携・協働の充実	
	取組4 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進	38
	施策の方向性2 生涯学習の推進	
	基本施策5 生涯学び、人と地域とのかかわり、よりよい社会を築く人づくり	
	施策3 社会教育事業の推進	
	取組1 社会的要請学習と地域づくり学習の推進	46
5	外部評価者の総評	52
	【参考資料1】	
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》	54
	【参考資料2】	
	山形市教育委員会の権限に属する事務等の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱	56

1 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

これに基づき、令和6年度に行った教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、併せて、教育委員会会議の開催状況、審査議案、活動状況等を記載し、報告書として作成し公表するものです。

(1) 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、前年度に実施された教育委員会の権限に属する事務及びその他山形市教育委員会が所管する事務事業とします。

令和2年度から4年度までは「山形市教育振興基本計画（平成30年2月策定）」に位置付けられている施策を3グループに分け、各年1グループの点検及び評価を行ってきました。令和5年度からは、令和4年4月に一部改訂を行った基本計画から、特に重点的に検証する6取組を抽出して実施しています。

なお、抽出した取組は、一定期間継続して検証・改善に取り組むこととし、状況に応じて加除を行うこととします。

(2) 点検及び評価の実施方法

点検及び評価は、教育委員会の各所属による対象事務事業の自己点検及び評価と、学識経験者による評価（以下「外部評価」という。）により行いました。

① 自己点検及び評価

対象となる事務事業（「取組」）について、山形市教育振興基本計画から抽出した取組ごとに、取組の実施状況、取組の成果及び成果指標、課題・改善案について、自己評価を行いました。

なお、成果指標については、目的や実績を表す際の参考数値であり、この数値のみをもって事務事業の全ての成果を表すものではありません。

② 学識経験者の知見の活用

点検及び評価の客観性を確保するため、法第26条第2項並びに山形市教育委員会の権限に属する事務等の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱第5条の規定により、次の2名の学識経験者（以下、「外部評価者」という。）の知見をいただきながら、外部評価を行いました。

外部評価者からは、取り組んだ施策に関する自己評価について個別に評価していただき、さらに、全体についての総評をいただきました。

<外部評価者>

- ・山形大学 名誉教授 中井 義時 氏

平成27年度まで山形県教育次長を務め、山形県の教育行政に深く携わる。

平成28年度から「教育委員会事務の点検及び評価」外部評価者を務める。

- ・山形大学 理事・副学長 出口 毅 氏

第6次山形県教育振興計画検討委員長を務めるなど、山形県の教育行政に深く携わる。

令和5年度から「教育委員会事務の点検及び評価」外部評価者を務める。

2 令和6年度教育委員会の活動状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(1) 山形市教育委員会

職	氏名	任期
教育長	金沢 智也	令和4年4月1日～令和7年3月31日
委員（第一教育長職務代理者）	田中 克	令和6年4月1日～令和10年3月31日
委員（第二教育長職務代理者）	中村 篤	令和2年11月12日～令和6年11月11日
委員（第二教育長職務代理者）	向田 敏	令和6年11月12日～令和10年11月11日
委員	細谷 真紀子	令和4年4月1日～令和8年3月31日
委員	伊藤 洋子	令和5年4月1日～令和9年3月31日

(2) 教育委員会会議の開催状況

毎月1回（原則）の定例会、必要に応じ開催される臨時会を開催し、次のとおり審議等を行いました。

定例会

開催回数		議案 件数	専決 件数	協議・報告 事項件数
R6	13回	31件	0件	19件
R5	13回	29件	0件	17件
R4	13回	33件	0件	12件

臨時会

開催回数		議案 件数	専決 件数	協議・報告 事項件数
R6	3回	4件	0件	2件
R5	5回	8件	0件	6件
R4	5回	6件	0件	3件

開催日	区分	議案、専決処分承認及び協議、報告事項名
令和6年 4月25日	定例会	議案第13号 教育財産（電子黒板）の取得申出について 議案第14号 山形市総合学習センター運営協議会委員の委嘱について 議案第15号 山形・上山地区教科用図書採択協議会委員の選出について 報告事項1) 図書館情報システム更新に伴う休館について 報告事項2) 山形市立小学校におけるテスト解答用紙等の紛失について
令和6年 5月23日	定例会	議案第16号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について （令和6年度教育費6月補正予算について） 議案第17号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について （電子黒板の購入について） 議案第18号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について （電子黒板の購入について） 議案第19号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について （電子黒板の購入について） 議案第20号 山形市社会教育委員の委嘱について 議案第21号 山形市立図書館協議会委員の任命について 議案第22号 山形市総合学習センター運営協議会委員の委嘱について

開催日	区分	議案、専決処分承認及び協議、報告事項名
令和6年 5月23日	定例会	協議事項1) 山形市スポーツ推進審議会委員委嘱にかかる意見の聴取について
		報告事項1) 株式会社七日町再開発ビルの令和5年度決算及び令和6年度事業計画等について
令和6年 6月27日	定例会	議案第23号 令和8年度山形市立商業高等学校入学者選抜基本方針について
		議案第24号 山形市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について
		報告事項1) 部活動の地域移行・地域連携に関する意識調査等の結果について
		報告事項2) 西山形小学校旧校舎跡地利活用に係るサウンディング型市場調査の結果について
		報告事項3) 図書館情報システムの更新について
令和6年 7月30日	定例会	議案第25号 令和7年度使用教科用図書の採択について
		報告事項1) 令和5年度山形市立南沼原小学校維持管理業務のモニタリング結果について
		報告事項2) 令和5年度山形市学校給食センター整備運営事業のモニタリング結果について
		報告事項3) 令和5年度山形市立商業高等学校維持管理運営事業のモニタリング結果について
		報告事項4) 熊の目撃情報への対応について
		報告事項5) 山形市立南沼原小学校校舎等改築事業（既存校舎等の解体・撤去工事）における建物被害に係る損害賠償について
令和6年 8月27日	定例会	議案第26号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について （令和6年度教育費9月補正予算について）
		報告事項1) 令和6年度全国学力・学習状況調査結果の概要について
令和6年 9月26日	定例会	報告事項1) 山形市自然の家基本計画策定等支援業務に係る公募型プロポーザルの結果について
		報告事項2) 学校給食への異物混入可能性のある事案について
令和6年10月24日	定例会	議案第27号 令和6年度教育委員会事務の点検及び評価について
令和6年11月19日	定例会	議案第28号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について （令和6年度教育費12月補正予算について）
		議案第29号 山形市立商業高等学校の組織編制について
		議案第30号 令和7年度震災による福島県等からの山形市立商業高等学校への受検に係る実施要項について
令和6年12月19日	定例会	報告事項1) 令和7年「山形市二十歳の祝賀式」について
		報告事項2) 「りぶ活 yamagata」について
令和6年12月19日	臨時会	議案第31号 県費負担教職員の懲戒処分の内申について
令和7年 1月23日	定例会	議案第1号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について （令和6年度教育費1月補正予算について）

開催日	区分	議案、専決処分承認及び協議、報告事項名
令和7年 2月 6日	定例会	議案第2号 教育財産（電子黒板）の取得申出について 議案第3号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について （令和7年度教育費当初予算について）
令和7年 2月19日	定例会	議案第4号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について （令和6年度教育費3月補正予算について） 議案第5号 令和7年度用「学校教育の重点目標 指導の指針」策定方針について 議案第6号 教育財産（建物）の用途廃止について
令和7年 3月 6日	臨時会	議案第7号 県費負担教員の人事の内申について 議案第8号 山形市立商業高等学校教職員の人事について 報告事項1) 教育委員会教職員の人事計画について 報告事項2) 部活動の地域移行・地域連携に係る取組みの状況及び （仮称）山形市部活動地域移行・地域連携推進計画骨子案について
令和7年 3月19日	臨時会	議案第9号 山形市教育委員会職員の人事について
令和7年 3月25日	定例会	議案第10号 山形市公民館長の任命について 議案第11号 山形市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 議案第12号 山形市教育機関の職員の職に充てる教育委員会事務局等の職員の職の 指定に関する規則の一部改正について 議案第13号 山形市学校給食センター条例施行規則の一部改正について 議案第14号 令和7年度教育委員会各所属の運営方針について 議案第15号 山形市教育委員会の事務部局の職員の職の設置に関する規則の一部改 正について 議案第16号 山形市立図書館条例施行規則の一部改正について 報告事項1) 学校給食のごはん提供量の見直しについて 報告事項2) 教職員に係る学校給食費の改定について 報告事項3) 令和7年度山形市立商業高等学校運営方針（案）

※教育委員会会議の議案番号は、暦年で番号を付与しています。

(3) 総合教育会議の開催状況（市長主催）

令和6年度は、次の内容について、市長と教育委員会において意見交換が行われました。

開催日	内容	
令和6年 8月 6日	報告	山形市の児童・生徒の現況について
	協議	商業高校の教育の一層の充実をめざして
令和7年 2月 5日	協議	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について

(4) 計画訪問及び公開研究会の視察

教育委員会が小中学校等を訪問し授業を参観するとともに、学校経営の状況等について学校長と懇談を行いました。

また、小中学校で開催される研究会を支援し、特色ある教育活動などについて視察を行いました。

①学校計画訪問

年月日	実施校
令和6年 5月20日	第六中学校
令和6年 5月30日	楯山小学校
令和6年 7月17日	第六小学校
令和6年 7月18日	東沢小学校
令和6年10月 1日	蔵王第一小学校
令和6年10月21日	第四中学校
令和6年10月31日	第八小学校

②公開研究会

年月日	実施校
令和6年 7月 8日	第一小学校
令和6年 9月 6日	第一中学校
令和6年11月15日	第三小学校
令和6年12月 5日	第四小学校

(5) 教育委員会活動の情報発信

ホームページや広報紙などを活用し、教育委員会活動の情報発信に努めました。

具体的には、山形市公式ホームページにおいて、教育委員会のしくみ、会議の周知や会議録の公開、各所属からのお知らせなど、教育委員会活動に係る幅広い情報の発信に努めました。

3 山形市教育振興基本計画 事務・事業体系図（令和6年度事業分）

※担当課はR7年度時点

施策の方向	基本施策	施策	取組	担当課	
1 学校教育の充実	1 魅力ある学校づくり	1-1 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成	1 学校経営の充実	学校教育課 総合学習センター	
			2 課題解決力を育てる授業の実践		
			3 確かな学力の育成		
		1-2 価値ある豊かな体験活動の充実	1 発達段階に即した体験活動	学校教育課 総合学習センター	
			2 地域や関係機関と連携した体験活動		
			3 少年自然の家における学校教育への支援		少年自然の家
		1-3 時代の変化に対応した教育の推進	1 国際理解教育と郷土愛を育む教育の推進	学校教育課 総合学習センター	
			2 科学・技術教育の推進		
			3 環境・福祉教育の充実		
		1-4 教育の情報化の推進		1 ICT教育の推進	総合学習センター
				2 ICT環境整備の推進	
				3 教育情報ネットワークの運営と情報モラル教育の推進	
	4 プログラミング教育の充実				
	5 校務の情報化の推進				
	1-5 一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実		1 特別支援教育の推進	総合学習センター	
			2 個別支援の充実		
			3 学校及び教職員の特別支援教育力の向上		
			4 医療的ケア児の受け入れ体制整備		
	1-6 教職員研修の充実と指導力の向上		1 教職員研修の充実	学校教育課 総合学習センター	
			2 校内研修の充実		
			3 教員の指導力の向上		
	2 安全・安心の学校づくり	2-1 健やかな心身の育成	1 健康に関する教育の推進	学校教育課	
			2 食育の推進		
			3 学校体育の充実		
			4 適切な部活動の推進と外部人材の活用		
			5 山形市小学校体育連盟・山形市中学校体育連盟との連携		
			6 健康診断・環境衛生検査等の保健管理の充実		
			7 感染症対策の推進		
		2-2 生命を守る安全教育と防災教育の徹底	1 安全教育の徹底	学校教育課 教育総務課 学校教育課	
			2 防災教育の徹底		
2-3 いのちの教育の充実		1 豊かな感性を育む教育の充実	学校教育課		
		2 いのちの尊さと人間としての生き方を学ぶ学習の推進			
2-4 生徒指導・相談体制の充実		1 子どもの自立を支える生徒指導の充実	学校教育課 学校教育課 総合学習センター		
		2 生徒指導・相談体制の強化			
2-5 子どもの人格を大切に学校づくりの推進		1 児童生徒理解に基づいた指導	学校教育課		
		2 体罰等の不適切な行為の絶無			
	3 いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応				
2-6 学校給食の充実	1 安全・安心な給食の提供	学校給食センター 栄養管理室			
	2 学校給食における食育の推進				
	3 楽しい給食の実施				
2-7 学校施設の整備と充実	1 安全・安心な学校施設の整備と充実	教育企画課 教育総務課			
3 連携による教育の充実	3-1 「チーム学校」による連携の充実	1 教職員の資質の向上	学校教育課 総合学習センター 学校教育課 学校教育課 総合学習センター		
		2 学校のマネジメント機能の強化			
		3 専門性に基づくチーム体制の構築			
		4 学校と家庭や地域との連携・協働			
		5 教職員の健康保持と働き方改革			
	3-2 学校間・校種間の連携の充実	1 一貫性のある円滑な連携の推進	学校教育課 教育総務課 学校教育課		
		2 放課後児童クラブ等との連携			
	3-3 学校・家庭・地域との連携・協働の充実	1 保護者と共に考える姿勢の重視	学校教育課 総合学習センター 学校教育課 社会教育青少年課		
		2 教育実践に関わる情報の積極的な発信			
		3 学校・家庭・地域との連携・協働の推進			
	3-4 良好な教育環境と教育の機会均等の推進	1 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的推進	教育総務課 教育企画課 学校教育課 学校教育課		
		2 保護者の経済状況や心身の状況に課題を抱えている子どもたちに対する支援			
3 学校の形態や望ましい学校規模等、よりよい学校の在り方の検討					
4 学校法人への補助事業の実施					
4 将来の山形市を担う人財の育成	4-1 山形市立商業高等学校における教育内容の充実	1 学校教育内容の充実	学校教育課 商業高等学校 商業高等学校		
		2 充実した先進的な教育環境の維持			
		3 マニュアルに基づいた危機管理対策の推進			

施策の方向	基本施策	施策	取組	担当課
2 生涯学習の推進	5 生涯学び、人と地域とのかかわり、よりよい社会を築く人づくり	5-1 生涯学習支援体制の充実	1 生涯学習に関する環境の整備	教育総務課 社会教育青少年課
			2 生涯学習に関する情報の提供	社会教育青少年課
			3 生涯学習活動の機会の提供と充実	
			4 社会教育団体の育成及び支援	
		5-2 市民の主体的学習を支援する図書館運営	1 市民の立場に立った図書館サービスの充実	図書館
			2 ICTを活用した情報提供の推進	
			3 資料の収集・整備・保存とその提供の充実	
			4 多様な学習の機会や活動・発表の場の提供	
			5 学校図書館等との連携と教育活動への支援	
	6 広報・広聴及び情報発信の充実			
	7 市民参加による図書館運営			
	8 質の高いサービスを支える体制の整備			
	5-3 社会教育事業の推進	1 社会的要請学習と地域づくり学習の推進	社会教育青少年課	
		2 公民館職員研修実施体制の充実		
		3 放課後子ども教室実施における学校との連携及び地域住民の参画		
	6 恵まれた自然環境での体験活動を通じた、心身ともに健全で豊かな人づくり	6-1 市内小中学生を対象とした自然体験活動を通して生きる力を育む自主事業の実施	1 子ども自身による体験学習の場の提供	少年自然の家
		6-2 広く市民が「自然と人間の共生」について学ぶ環境整備の推進	2 親子によるふれあいの場の提供の推進	
			3 自然と共生する事業の充実	
			1 各種利用団体への支援	少年自然の家
			2 野外活動センターの事業の充実	
			3 社会貢献活動の推進	
	4 施設環境の整備の推進			
	5 職員研修の充実	教育企画課 少年自然の家		
	6 課題等の検討			
7 家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり	7-1 青少年の健全育成活動の充実	1 青少年の健全育成体制の充実	社会教育青少年課	
		2 青少年健全育成団体等への支援・協力		
		3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知		
		4 「二十歳の祝賀式」の開催		
	7-2 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保	1 子どもの安全・安心対策の組織的推進	教育企画課 学校教育課 社会教育青少年課	
		2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実	社会教育青少年課	
		3 緊急情報の迅速な配信		
		4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実		
	7-3 青少年を取り巻く環境の改善	1 有害図書等の監視・調査	社会教育青少年課	
		2 青少年のインターネット適正使用の啓発		
		3 薬物乱用防止の啓発		
	7-4 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実	1 街頭指導の実施	社会教育青少年課	
		2 少年相談の実施		
		3 研修会の実施		
		4 広域連携の推進		

重点的に検証する取組

4 令和6年度事務事業の点検及び評価

≪点検及び評価対象取組≫

確かな学力の育成

【学校教育課・総合学習センター】

■山形市教育振興基本計画

施策の方向1 学校教育の充実

基本施策1 魅力ある学校づくり

施策1-1 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成

取組1 学校経営の充実

取組2 課題解決力を育てる授業の実践

取組3 確かな学力の育成

■令和6年度の運営方針

- (1) 全国学力・学習状況調査、標準学力検査（NRT）結果の分析・公表
全国学力・学習状況調査と標準学力検査（NRT）の結果を分析し、市や学校の課題と今後の対応も含め、保護者や地域へ積極的に公表・説明する。
また、市や学校の抱える課題を共有しながら、学校と家庭・地域が一体となった学力向上対策を進めるよう指導する。
- (2) モデル授業の開発・発信
校内研究等で教科の特性を踏まえた単元づくりを行うよう指導するとともに、授業の公開等を通して、授業改善の具体的なイメージの共有を図り、学校での実践を推進する。
- (3) 退職教員の活用等による個に応じた学習支援
退職教員をアシスタント・ティーチャーとして配置し、複式学級における個に応じた学習の支援を行う。

■令和6年度 取組の実施状況

- (1) 全国学力・学習状況調査、標準学力検査（NRT）結果の分析・公表
 - ① 7月下旬に公表された全国学力・学習状況調査の結果をもとに、山形市の現状と課題を分析した。
 - ・全国学力・学習状況調査における山形市と全国の正答率の比較において、小学校国語は14問中10問、算数は16問中5問、中学校国語は15問中12問、数学は16問中12問で、全国を上回る結果となった。

- ・小学校は、国語の「目的や意図に応じて、集めた材料を分類したり関係付けたりして、伝え合う内容を検討すること（正答率：58.4%、全国比：-5.4%）」、算数の「小数で割る計算についての理解（正答率：62.8%、全国比：-7.8%）」や「速さの意味についての理解（正答率：50.4%、全国比：-3.7%）」などに課題がある。
- ・中学校は、国語の「話合いの話題や展開を捉えながら、他者の発言と結び付けて自分の考えをまとめること（正答率：43.1%、全国比：-1.6%）」、数学の「事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明すること（正答率：18.1%、全国比：+1.0%）」に課題がある。
- ・「平日の家庭学習時間が30分未満」の山形市の児童（小学生）の割合は、8.0%（全国18.3%）、生徒（中学生）の割合は、10.8%（全国17.0%）で、ある程度家庭学習に取り組む習慣は、全国に比べ身に付いている。一方、「平日の家庭学習時間が2時間以上」の山形市の児童（小学生）の割合は、16.8%（全国23.5%）、生徒（中学生）の割合は、23.2%（全国31.7%）で、十分な時間の確保という点では課題がある。

② 8月下旬に保護者向けの便りを配付して、山形市全体としての結果や分析について説明し、各教科の課題を解決するためのポイントや家庭学習の充実を図ることに向けた取組について共有を図った。

③ 各小中学校において、全国学力・学習状況調査やNRT等をもとに分析し、自校の課題解決に向けたアクションプランを作成した。市教育委員会では、各校のアクションプランを集約し、各学校の課題や目指す児童生徒の姿に迫るための重点的な取組について把握した。その上で、要請訪問の事後研究会の場面では、授業における活動とアクションプランに示された取組を関連付けて価値付けたり、目指す児童生徒の姿に迫るためのさらなる実践の工夫について指導したりした。

(2) モデル授業の開発・発信

① 要請訪問では、市内小中学校の105回（小学校84回、中学校21回）の授業を通して、『指導の指針』に示した「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりの推進」の視点で指導・助言を行った。

② 市委嘱公開研究会を小学校3校、中学校1校で開催した。各研究委嘱校の実践については、山形市総合学習センターポータルサイトに掲載し、市内小中学校へ周知した。

委嘱校	研究主題	授業研究会
第一小学校	くらしと学びをつくる子どもの育成	7月 8日(月) 9月 5日(木) 12月 6日(金)
第三小学校	子どもの粘り強さと自己調整力を育む ～見方・考え方を軸にした授業づくりを通して～	7月19日(金) 11月15日(金) 1月17日(金)
第四小学校	つながりの中で学ぶ、しなやかな子ども ～深い子ども理解を土台にした「教師の待ちと出」を探る～	6月27日(木) 12月 5日(木)
第一中学校	わかる喜びを実感し、自ら学び続けようとする生徒の育成 ～探究的な授業づくりを通して～	9月 6日(金) 11月26日(火)

- ③ 市教育委員会主催の「授業づくり研修会」では、各教科に造詣が深い講師を招き、授業改善につながる講義・演習を行った。

研 修 内 容	講 師
国語の授業づくり研修会 「国語の授業づくり—評価と振り返りの視点から—」	山形大学地域教育文化学部 講師 菊田 尚人 先生
社会の授業づくり研修会 「学習指導要領の趣旨を踏まえた社会科の授業づくりのポイント」	国立教育政策研究所 教育課程調査官 小倉 勝登 先生
算数・数学の授業づくり研修会 「児童生徒が主体となる算数・数学の授業づくり」	(当時) 国立教育政策研究所 教育課程調査官 笠井 健一 先生
理科の授業づくり研修会 「理科における問題解決の在り方について」	山形大学大学院教育実践研究科 准教授 鈴木 宏昭 先生

など

- (3) 退職教員の活用等による個に応じた学習支援

学習及び生徒指導に関わる場面での担任教員への支援を目的として、複式学級のある小学校7校へ退職教員等をそれぞれ1名配置した。週6時間(2時間×3日または3時間×2日)ではあるが、年間を通した該当小学校への学習支援となっている。

■令和6年度 取組の成果

- (1) 全国学力・学習状況調査、標準学力検査(NRT)結果の分析・公表

- ① 全国学力・学習状況調査の分析をもとに、国語において「目的を明確にして伝え合ったり、考えをまとめたりすること」、算数・数学において「自分の言葉で説明すること」といった確かな学力の育成に向けて授業を充実させるための視点を明確に示すことができた。
- ② 保護者向けの便りを通して、国語や算数・数学における児童生徒の課題を全国学力・学習状況調査の問題の内容や正答率をもとに具体的に示し、課題解決に向けて大切にしたい活動について周知することができた。また、児童生徒の家庭学習の実態についても示し、学校と家庭が一体となって確かな学力の育成に向かっているようにした。
- ③ 各学校が6月に作成したアクションプランについて、8月と12月の振り返りの機会に、実践の効果を確認することを指導し、各学校において自校の課題解決に向けた授業づくりを進めることができるようになってきた。また、アクションプランに基づく各学校の実践の中から、目指す児童生徒の姿に迫るための効果的な手立てを実践例として紹介するなどし、共有を図ることで、各学校での授業改善につなげている。

- (2) モデル授業の開発・発信

- ① 要請訪問では、令和6年度『指導の指針』に示した「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりの推進」の視点で指導・助言を行うことで、児童生徒の姿をもとに授業改善につながる具体的な指導方法などを共有することができた。
- ② 市委嘱研究会では、児童の「粘り強さ」と「自己調整力」を焦点化した授業、「単元内自由進度学習」に挑戦した授業、小学校・中学校における「総合的な学習の時間」の授業な

ど、各委嘱校による特色ある実践が公開され、確かな学力の育成につながる授業について、参加者と具体的に共有することができた。

- ③ 市教育委員会主催の「授業づくり研修会」では、「自分の考えをまとめること」や「自分の言葉で説明すること」といった市の課題を解決することにつながる視点で内容を検討し、「国語における評価と振り返り」や「児童生徒が主体となる算数・数学の授業づくり」など、講師の先生から具体的な指導をいただくことができた。

(3) 退職教員の活用等による個に応じた学習支援

これまで培った知見や経験を生かし、教材作成補助や生徒理解を深める助言等を通して、学級担任の指導力向上に寄与した。また、一人ひとりに手厚い支援を行うことができ、少人数の利点を生かした教育を進めることができた。加えて、児童の学習意欲の向上、学習理解を深めることにつなげることができた。

<成果指標> (全国学力・学習状況調査の結果より (児童生徒質問紙)) (単位: %)

指標名	「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と回答した児童生徒の割合				
年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標値	—	—	小: 80.0以上 中: 80.0以上	小: 85.0以上 中: 85.0以上	
実績値	小: 77.3 中: 79.5	小: 79.3 中: 79.5	小: 78.4 中: 80.2		

指標名	「友達との間で話し合う活動を通じて、考えを深めたり、広げたりすることができた」と回答した児童生徒の割合				
年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標値	—	—	小: 80.0以上 中: 80.0以上	小: 88.0以上 中: 88.0以上	
実績値	小: 79.9 中: 79.4	小: 82.1 中: 79.0	小: 84.3 中: 85.9		

■課題・改善案

(1) 全国学力・学習状況調査、標準学力検査 (NRT) 結果の分析・公表

- ① 市の経年比較や、児童生徒の学力調査の結果と学習状況調査の回答結果との関連について、引き続きいねいな分析を行っていくことで、より多くの視点から山形市の課題を解決するための手立てを考えていく。また、<成果指標> 「『課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた』と回答した児童生徒の割合」において、小学校が目標値に達しなかったことが課題として挙げられる。今後さらに、「単元内自由進度学習」や「探究学習」に取り組んでいる学校の実践を紹介し、「児童が課題を自分ごととして捉えること」「見通しをもって解決に取り組むこと」など、授業改善のポイントを示していく。
- ② これまでと同様に、具体的なデータをもとに山形市の児童生徒の現状や課題について学校や保護者と共有を図っていく。特に、小学校算数の「意味理解」という課題については、家庭学習の量や質の改善と関連付けながら、各学校や家庭におけるA I型デジタルドリルソフトの積極的な活用を促し、学習した知識・技能の定着と向上が図られるようにしていく。

③ 各学校のアクションプランに基づく実践が確かな学力の育成につながるように、市も各学校の課題や具体的な取組についてより詳しく把握し、指導に生かすことができるようにする。そのために、各学校の「研究主題と研究の方法」や「全国学力・学習状況調査の分析」を収集し、アクションプランに反映されているかを確認する。そして、要請訪問の指導・助言の際には、各学校の授業とアクションプランに記載された取組とのつながりについて、価値づけや改善策の提示を行うようにする。

(2) モデル授業の開発・発信

① 要請訪問では、引き続き「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり」の視点で、『指導の指針』に基づいた指導・助言を行っていく。さらに、確かな学力の育成に向けた取組を充実させることができるように、『指導の指針』の中に、授業づくりの視点や、特に力を入れて取り組みたいことについて明確に示すようにする。

② 各委嘱校が、特色ある研究に取り組み、実践を幅広く公開することができるように、市も年間を通して各校の研究に関わっていくようにする。そのために、各校の研究推進者と各校の担当指導主事が、年度始めに打合せを行い、研究の状況や年間の計画を確認する。また、年間を通して校内における研究会にも積極的に参加し、各校が目指す子どもの姿に迫る具体的な実践について価値付けを行っていく。また、委嘱校の研究の概要や特色を明確にした案内を出すなどして、委嘱研究会への参加人数の増加を図り、委嘱校以外の学校でも校内研修が充実していくようにする。

③ 市教育委員会主催の「授業づくり研修会」は、今年度と同様に、市の課題と研修の内容がつながるように企画し、実施していく。国語9名、社会17名、算数21名、理科30名という令和6年度の参加人数をさらに増やし、研修会の内容をもとに市内各学校の実践が確かな学力の育成によりつながるものとなるよう、各校で活用されている「おまかせ校務」の掲示板機能を活用し、教職員個人に直接情報が届く工夫をすることで研修会の周知等に力を入れていく。

(3) 退職教員の活用等による個に応じた学習支援

今後も少人数の利点を活かした教育を進めていくだけでなく、異学年による自然な学び合いや助け合いが見られる集団を育成できるよう支援のあり方を助言し、改善を促していく。

■令和6年度点検評価（令和5年度事業）意見・助言に対する対応状況

主な意見・助言	検討・対応状況（令和7年6月現在）
<p>○ 各学校に対し、学力・学習状況調査等をもとに分析し、その解決に向けたアクションプランを作成し確かな学力の育成に向けた対策を実施するよう指導していることは評価できる。今後、その内容が、自校の課題解決に資する具体的な対策になっているか、日々の授業で継続的に実践可能なものであるか、教員一人ひとりの授業実践を評価検証するプランになっているか等についても指導することも検</p>	<p>○ 学校組織としてPDCAサイクルを確立させるために、各学校で作成したアクションプランについて12月に、具体的な取組の効果の振り返りを行った。その内容をもとに、要請訪問の際に児童生徒の具体的な姿を通して、実効的な手立てとなっているのかを指導・助言してきた。</p>

討してほしい。

○ 取組の課題としている「自分の考えをまとめ、記述する(小学校)、説明する(中学校)」ことについての対策について、校長会や教頭会、研究主任会等と協議して、実効性のある対応を検討してほしい。

○ 各教科等の本質(見方・考え方)に即して、根拠を持って自分の考えをまとめ、まとめたことを相手にわかりやすく(論理的。具体的に)説明する力が求められている。今後、最も重要な学力として、重点的に取り組んでほしい。

○ モデル授業の開発・発信については、毎年、発信される各学校の特色ある授業実践を、山形市がめざす授業像の視点から価値づけ、より一般化していくこと、若手教員にもわかりやすく整理することが大切であり、担当課はこのことに取り組んでほしいと思う。

○ 全国学力・学習状況調査の結果については市の教育水準維持という観点から重要である。山形市(あるいは各学校)、山形県及び全国との結果比較に加えて、基準とする平均正答率との差異などの経年比較などで、きめ細かな分析をお願いしたい。

○ 山形市教育委員会主催の研究主任研修会や授業づくり研修会において、授業の中で全ての子どもが自分の考えを説明したり、記述したりすることの大切さを学ぶ機会を設定するなど、児童生徒一人ひとりの表現力が高まるような内容を取り入れた。また、市委嘱研究会や要請訪問で多くの学校を訪問し、授業研究の場面において「自分の考えをまとめ、記述する、説明する」ことについて、授業場面を振り返るなどしながら、指導・助言を行った。

○ 令和7年度『指導の指針』の「山形市の課題として力を入れていきたいこと」の内容に、「自分の考えをまとめること」「自分の言葉で説明する」学習活動が大切であることを示し、市委嘱研究会や要請訪問において児童生徒の姿をもとに、「自分の考えをまとめ、わかりやすく説明する」ことにふれ、指導・助言を行った。

○ 『指導の指針』の中において、山形市が目指す授業像の視点から、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりについて、「学習者の視点」と「授業者の視点」を整理し示している。今後とも、市委嘱研究会や要請訪問において、整理した内容にふれながら価値づけし、「自分の考えをまとめ、自分の言葉で説明する」ことについて、具体的に整理しながら指導・助言を行っていく。

○ 山形市全体の結果を、山形県・全国の平均正答率と比較するとともに、市の過年度のデータと照らし合わせた経年比較を継続的に実施している。特に、教科ごとの平均正答率の推移、全国との差異等についても分析するなど、実態把握に努めている。

<p>○ (3)退職教員の活用等による個に応じた学習支援、(4)少子化に対応した活力ある学校づくりは小学校を中心とする取組であるが、個人差は中学校でより大きくなるのであろうし、小規模化は中学校でも進行していることから、今後、中学校での取組の検討も期待したい。</p>	<p>○ 退職教員の活用等については、小学校を中心に取組が進められているが、中学校の小規模化の進行状況にも注視しつつ、まずは、小学校での活用の継続を進めていく。</p>
---	--

■令和6年度取組に対する外部評価者の意見・助言

外部評価者 中井 義時 氏

確かな学力の育成の取組の評価については、全国学力・学習状況調査、標準学力検査（NRT）結果の分析と考察が適切に実施されている。10年間の経年変化を見ると、多少右肩下がりであること、小学校における算数が全国平均を上回ったり、下回ったりと不安定なことは気になるが、小中学校、各教科等、概ね、全国平均を上回る結果であることは好ましいことである。また、市教委はもとより、市内小中学校のすべてにおいて、学力・学習状況調査の結果について保護者にわかりやすい文章表現や具体的な数値を用いて公表し説明責任を果たしている。全国学力・学習状況調査が始まって20年近くになるが、「結果の分析・公表」については、形骸化せず、常に課題意識を持って取り組んでほしいと思う。

確かな学力の育成の成果指標として「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」「友達との間で話し合う活動を通じて、考えを深めたり、広げたりすることができた」の2つを取り上げていることが良い。この2つの評価項目は「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」めざすものであり、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号令和3年1月26日）における最も重要な内容を受けていると言える。さらに、課題・改善案においても、“<成果指標>『課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた』と回答した児童生徒の割合」において、小学校が目標値に達しなかったことが課題として挙げられる。今後さらに、「単元内自由進度学習」や「探究学習」に取り組んでいる学校の実践を紹介し、「児童が課題を自分ごととして捉えること」「見通しをもって解決に取り組むこと」など、授業改善のポイントを示していく。”と述べており、容易な事ではないが、目標達成に向けた今後の取組に期待したい。

市教育委員会委嘱の公開研究会、市教育委員会主催の「授業づくり研修会」の取組にも工夫が見られる。特に、公開研究会では、委嘱を受けた小中4校が、学期ごと年3回ほどの授業研究会を公開しており、年間を通してより多くの教員が参加でき、且つ、研究会ごとに適性の人数で協議し、学び合えるようになってきたことを高く評価したい。課題・改善案で、「公開研究会」については、年度当初の委嘱校との打ち合わせ、計画づくりや、委嘱校の研究の概要や特色を明確にした案内をすること、「授業づくり研修会」については、市の課題と研修の内容がつながるように企画することや各校で活用されている「おまかせ校務」の掲示板機能を活用し、教職員個人に直接情報が届く工夫をすることなどが考えられている。このような前向きな取組をさらに活かし、今後は、年度当初に、研究委嘱校の研究内容や実践のポイント、授業研究会

の日程及び授業づくり研修会の日程や内容を全教員に周知し、すべての教員が、主体的に自己の研修計画に位置付けていく体制をとってほしいと思う。

確かな学力の育成に向けたすべての取組が集約され、日々の実践に活かされるのがすべての小中学校で作成している「学力向上アクションプラン」であると捉えている。

市教委では、各学校のアクションプランを集約し、課題や目指す児童生徒の姿に迫るための重点的な取組について把握し、要請訪問の事後研究会で成果の価値づけや改善すべきことなどの指導をしている。その成果として、アクションプランに基づく各学校の実践の中から、目指す児童生徒の姿に迫るための効果的な手立てを実践例として紹介するなどし、共有を図ることで、各学校での授業改善につなげることができたと評価もしている。さらに、各学校のアクションプランに基づく実践が確かな学力の育成につながるように各学校の「研究主題と研究の方法」や「全国学力・学習状況調査の分析」を収集し、アクションプランに反映されているかを確認していく姿勢を示している。このような一連の取組を高く評価したい。

「学力向上アクションプラン」の最終的な目的は、児童生徒の学力（資質・能力）の向上であると認識している。そして、国や県、市町村教委、各学校がアクションプランを作成（計画）し、実践と評価・改善を繰り返しながら取り組んだとしても、直接、児童生徒の指導にあたる教員の「意図的、計画的、継続的な実践」が十分でなかったとしたら成果を望むことはできないと考えている。山形市の各小中学校は、アクションプランの作成のみならず、年3回程度、定期的な評価も行っているし、このような評価を市教委も把握し指導に活かしているが、アクションプランの中に、一部の学校ではあるが一人一人の教員が「意図的・計画的・継続的な実践」の具体的な取組のプロセスが見えない。かなり前から言及されてきたことではあるが、今、まさに「子どもが主語」の授業実践が行われている。教育の諸課題の解決に取り組む市教委や学校の教育経営についても、「一人一人の教員を主語」にした取組を期待したい。

外部評価者 出口 毅 氏

ここでの目的は、「主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進」及び「確かな学力の育成」である。取組の成果を見ると、取組の結果について言及されている。果たして、取組を行った成果として授業づくりの推進が市全体や各学校で進んだのか、あるいは確かな学力の育成はどの程度達成されたかがわかれば理解が進む。

「取組の成果」欄には成果に対する結果（１）（２）（３）が記載されているが、結果と成果は区分されるものである。「主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進」（目的）には、（２）モデル授業の開発・発信が手段となり、学級担任の指導力向上には（２）がまた手段となるということであろう。また、「確かな学力の育成」（目的）については、（１）全国学力・学習状況調査、標準学力検査（NRT）結果の分析・公表や（２）個に応じた学習支援が手段となり、学力が育成されるのであろう。一方で、成果指標をみると２つの指標は主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりにつながっているが、確かな学力の育成にも関連しているようにも考えられる。つながりを意識すると自ずと成果指標の妥当性も見えてくるはずである。

さらに、「取組の実施状況」には、例えば（１）①には活動と結果が混在して記述されている。また、場合によっては活動主体を明記することで、一層理解が進むこともあると思われる。

ICT教育の推進

【総合学習センター】

■山形市教育振興基本計画

施策の方向1 学校教育の充実

基本施策1 魅力ある学校づくり

施策1-4 教育の情報化の推進

取組1 ICT教育の推進

取組2 ICT環境整備の推進

取組3 教育情報ネットワークの運営と情報モラル教育の推進

取組4 プログラミング教育の充実

取組5 校務の情報化の推進

■令和6年度の運営方針

次世代の学校教育の実現に向け、機器の活用と既存の教育技術との融合を図ることで、より一層のICT教育の推進を図る。

(1) ICT教育による情報活用能力の育成

- ① 授業でのタブレット端末の活用を促進することにより、子どもたちが主体的に情報活用能力を身につけ、時代の変化に対応できる資質・能力を育む。
- ② タブレット端末および新たに導入する学習支援ソフト等を効果的に活用して「協働的な学び」を実現しつつ、児童生徒一人ひとりの学習ニーズや学習スタイル等の状況に応じた個別最適な学習の実現を目指す。
- ③ タブレット端末等のICTを積極的に活用した授業を行い、深い学びの実現を目指す。
- ④ 子どもたちの学びを保障するため、小中学校51校に対し12名のICT教育支援員を配置し4校に1人体制により各学校を支援する。

(2) 教職員のICTを活用した指導力の向上

- ① 教育情報ネットワーク及び機器を教職員研修に活用し、指導力の向上を図る。
- ② 各校教職員に対するタブレット端末活用促進のための訪問研修を行う。
- ③ プログラミング教育実践や教育研究所における研究を基に、授業での活用事例を示す。
- ④ 導入機器やシステムの有効利用を図るための教員向けの研修会を実施する。
- ⑤ 特別な配慮を要する子どもに対するICTを活用した個別最適化学習を推進する。

令和6年度 取組の実施状況

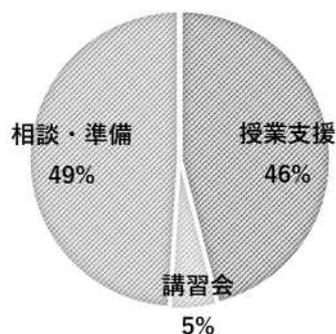
(1) ICT教育による情報活用能力の育成

① 電子黒板を市内の小中学校に導入

- ・普通教室の2/3(65型495台)と、すべての音楽室・図工室・美術室・技術室・体育館(75型184台)に導入した。総台数1,018台となっている。
- ・図工室と技術室に無線LANを設置した。

② 各学校の授業支援のため、小中学校51校に対し12名のICT教育支援員を配置した。(文部科学省は、ICT支援員の配置基準を「4校に1人」としている。)

ICT教育支援員 支援の内訳



・支援回数(延べ) 1,996回
(訪問目標1,800回)

・支援時間(延べ) 5,646時間
(訪問目標5,600時間)

(2) 教職員のICTを活用した指導力の向上

① 研修等の開催

- ・ICTを活用した授業づくり研修会 4回
①スカイメニュー(教育支援ソフト) ②eライブラ(AIドリル) ③キュービナ(AIドリル) ④プログラミング
- ・情報モラル研修会及び講演会(各小中学校において実施) 18回
(児童生徒対象11回、保護者対象4回、教職員対象3回) 約2,150名参加
- ・その他 市小メディア教育部会「ネット社会の現状と情報モラル教育について」

② 研究所報を通じて、ICTを活用した授業の優良実践事例・指導方法を共有

- ・小学校2校(東小・みはらしの丘小)と中学校1校(金井中)を情報教育推進校として指定し、ICTを効果的に活用した実践や指導改善に取り組んだ成果を研究所報に集録し、市全体への共有を図った。(3年次)

令和6年度 取組の成果

(1) ICT教育による情報活用能力の育成

- ① 電子黒板がすべての普通教室と、特別教室(理科、音楽、図工、美術、技術、体育館)に導入され、各校で積極的な活用や様々な実践が行われた。市独自アンケートでは、授業を担当する教職員1人当たり1ヶ月で37.8回使用したと回答している。児童生徒の92.5%が「電子黒板で授業が分かりやすくなった。」、85.2%が「タブレット端末を使うことで、内容がより分かるようになった。」と回答している。
- ・電子黒板は、授業スタイルの拡張に大きく貢献しており、子どもたちを協働的に学ばせるためのツールとしての効果は非常に大きい。教育支援ソフト(スカイメニュークラウ

ド)を利用し、リアルタイムで友達の考え方を参照することで、参考にしたりアドバイスをし合ったり、交流のきっかけにしたりして、より対話的で協働的な学びの充実を図ることができた。指導者も、個々の考えを瞬時に把握することができるので、一人ひとりの意見をより大切にする学び、子どもの主体性を大切にする学びの実現が可能となった。

- ・電子黒板単体でインターネットに接続できるので、国の実証事業として導入されたデジタル教科書（英語：全校、算数・数学：半数校）との連携にも優れており、電子黒板からデジタル教科書を直接操作することで継ぎ目のない授業が展開されている。
 - ・図工室、技術室に無線LANが整備され、クラウド環境を活用した授業の実現が可能となった。児童生徒は完成した作品だけでなく、創作の途中過程を撮影して共有し合うことが可能になるなど、技能教科の学びを拡張させる実践も進んだ。
- ②・ICT教育支援員の支援内容は、児童生徒へのICT機器の操作支援や情報モラル教室での助言、教職員へのICTを活用した授業づくりのアドバイス等をはじめ、アカウントの更新作業や機器の故障や不具合への一時対応、教職員向けの操作や活用研修、学校ホームページ更新作業まで多岐にわたり、本市のICT教育の推進に大きく貢献している。

【児童生徒対象の教育の情報化に関する調査】（令和7年1月 全学年で実施）

質問項目	評価	小学生	中学生	とても・まあまあ思う
①電子黒板を使うと、授業が分かりやすくなると感じますか。	とても思う	54.6%	57.1%	92.5%
	まあまあ思う	36.4%	36.9%	
	あまり思わない	7.3%	5.5%	
	まったく思わない	1.8%	1.4%	
②授業などでタブレット（スクイメニュー、Teams、キビナ、eライブラリ）を使うと、内容がわかりやすくなったり、たくさん考えたりするようになりますか。	とても思う	35.9%	31.1%	85.2%
	まあまあ思う	51.7%	51.6%	
	あまり思わない	10.0%	13.4%	
	まったく思わない	2.4%	4.0%	
③ライブ イズ テック レッスン（プログラミングソフト）を使った授業は、わかりやすかったり、楽しかったりしますか。	とても思う		42.4%	83.2%
	まあまあ思う		40.8%	
	あまり思わない		11.3%	
	まったく思わない		5.6%	

※電子黒板…書き込みやタッチ操作が可能な大型提示装置。単体でインターネットに接続可能で、タブレット端末やデジタル教科書とも相性が良く、双方向型の授業が進めやすくなる。

※スクイメニュークラウド…教材配信、児童生徒の意見共有、課題提出、発表ツールなどの機能を備えたクラウド型教育支援システムで、個別最適な学びや協働的な学びを支援する。

※Teams(チームス)…課題配信・提出、共同作業、ビデオ通話、チャット機能などを通じて、協働的な学び支援するツール。

※AI型ドリル(キビナ・eライブラリ)…一人ひとりに個別最適化された問題を出題。AIがつまづきポイントに気付き、その問題へ導く。理解度に応じた個別最適な学習が可能。

※ライフイズテックレッスン…双方向性のプログラミングソフト。店をPRするためのホームページを作りながら、HTML 言語や CSS 言語などプログラミングの基礎や仕組みを学ぶことができる。

(2) 教職員の ICT を活用した指導力の向上

- ①・AI型ドリル（eライブラリ、キュビナ）や教育支援ソフト（スカイメニュークラウド）、プログラミングソフト（root）の研修を行った。機能や操作説明に加え、実際の学習場面を想定した演習的な内容により、より効果的な活用方法を学ぶことができた。
 - ・情報モラル教室の要請が年々増えており、保護者と児童と一緒に研修を受ける小学校もあった。家族でネットとの付き合い方をよく話し合っってルールを決めたいという感想が多く寄せられた。
- ②・情報教育推進校3校（東小・みはらしの丘小・金井中）による市委嘱研究が最終年度となり、3年間の研究が実を結び、ICTの効果的活用による授業改善や児童生徒が自走して学び合う授業モデルの確立につながった。ICTを使わなければ実現できない授業の実践が各校で始まっており、中学校理科では、実験結果を撮影し、結果、考察をクラウド（MicrosoftWhiteBoard）にアップロードすることで、リアルタイムに全体共有を図ることができていた。数学では、教室を4つのゾーン（一斉学習、AIドリル学習、協働学習、黙々学習）に分け、自由進度学習に取り組む実践も行われた。

【教職員対象の ICT 活用指導力等の実態調査】（令和7年3月実施）

質問項目	評価	小学校	中学校	できる・ややできる
①教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	できる	56.1%	57.6%	95.0%
	ややできる	39.5%	36.7%	
	あまりできない	3.9%	4.9%	
	ほとんどできない	0.5%	0.8%	
②授業にICTを活用して指導する能力	できる	46.5%	40.8%	89.7%
	ややできる	45.8%	46.2%	
	あまりできない	6.9%	11.2%	
	ほとんどできない	0.8%	1.8%	
③児童生徒のICT活用を指導する能力	できる	49.4%	50.1%	91.2%
	ややできる	43.6%	39.3%	
	あまりできない	6.4%	9.5%	
	ほとんどできない	0.6%	1.1%	
④情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	できる	55.6%	51.9%	94.6%
	ややできる	41.1%	40.5%	
	あまりできない	2.6%	7.5%	
	ほとんどできない	0.7%	0.1%	

<成果指標>

(単位：%)

指標名	授業にICTを活用して指導する能力（「できる」「ややできる」と答えた割合）				
年度	R4	R5	R6	R7	R8
目標値	85	90	95	95	95
実績値	85	91	90		

■課題・改善案

(1) ICT教育による情報活用能力の育成

ギガスクール構想によりタブレット端末が導入されてから4年が経過し、電子黒板とあわせて、各校で日常的にICT機器が活用されるようになった。しかし、ICTの導入によって子どもたちに学びを委ね、主体的に学ぶ姿を引き出す授業は十分に広がっておらず、構想はまだ道半ばである。文部科学省が示す「1人1台端末・高速通信環境を活かした学びの変容イメージ」を参照すると、本市の状況は、紙がデジタルに置き換えたレベルから、児童生徒が主体となって活用するレベルへの移行の段階にあたる。その要因として、活用目的の不明確さや、指導者が思い描く児童生徒がICTを活用する姿に差が生じていることが考えられる。子どもたちはタブレット端末や電子黒板を用いた協働的な学びに楽しさや満足感を感じており、そうした学習への期待が高い。子どもが自ら情報を収集・整理し、仲間と意見を交わしながら考えを深めていくような、「ICTがなければ実現できない授業」を増やしていくことが、自立的に学ぶ力を育てるうえで有効である。子どもたちが課題に対して主体的に関わり、協働し、考えを深めていく過程を大切にしたい授業づくり、授業改善がなされるよう、指導主事による指導や助言の機会を増やし、ICT教育支援員の更なる活用促進と授業改善と一体となった実践的な研修会の充実を図っていききたい。

(2) 教職員のICTを活用した指導力の向上

本市のICTの整備はトップクラスの水準にあるが、全国学力状況調査質問紙の結果によると、実際の活用率や、子どもが主体となる発表場面での使用は、十分とは言えない。この背景には、タブレット端末の性能や、次々とICT機器やソフトウェアが導入され、操作研修に重点が置かれてきたため、「使うこと」が目的化する傾向にあったことなどが考えられる。国が求める「ICTを活用して指導できる水準」と、教員自身が考える「ICTを使える」レベルとの認識に差があることなどが考えられる。これまでも研修会やICT教育支援員によるサポートを通してICT活用は徐々に浸透してきたが、さらに全体の底上げを図るには、各校においてICT教育の推進役となる教員を位置付け、校内での研修体制を整えることが必要である。また、ICT教育支援員は、単なる機器操作のサポートにとどまらず、授業づくりまで含めた具体的なアドバイスができることが望まれる。また、活用の工夫や授業実践を紹介するICT通信の発行、効果的な活用事例を共有する模擬授業形式の研修会など、実践の授業に直結する情報共有の場を増やすことで、教員間の学び合いを促進していききたい。さらに、公開授業や校内研究においても、既存の教育手法にICTを取り入れた授業を意識的に取り上げることで、学校全体でICTを活用した指導力の向上を図っていききたい。

■令和6年度点検評価（令和5年度事業）意見・助言に対する対応状況

主な意見・助言	検討・対応状況（令和7年6月現在）
<p>○ 教室に黒板、子どもに教科書とノートがあつて学びが進められたように、電子黒板とタブレット端末が日常的にすべての教員がどの授業でも活用されることを期待したい。</p> <p>○ 教職員のICTを活用した指導力の向上に関する評価と指導について検討してほしいことは教員の指導力に関するより具体的な実態把握である。『令和5年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果』（令和6年8月）では、「教員のICT活用指導力の状況」について、各項目で4つ、合計16の具体的な内容になっている。山形市においても、文部科学省が設定している16の質問項目に関する教員の指導力について適切に把握し、指導に活かしてほしいと思う。</p> <p>○ ICT支援員の活用やICT機器の活用は課題となっている。活用されない原因を分析し、改善を図ることが重要であろう。</p>	<p>○ ICTを日常の道具として使えるよう、ICT教育支援員のサポートも活用しながら、研修会の充実やすぐに使える実践例の共有等を通じてスキルの底上げを図っていく。また、授業研究では、「どのような学びを生み出したいか」という視点を持ち、そこにICTを位置づけることで、意味のある活用が広がるよう指導助言に努めていきたい。</p> <p>○ 「教員のICT活用指導力の状況」について16の小項目の内容を分析したところ、昨年度に比べ微弱に低下している背景には、新たに電子黒板や教育支援ソフト、AIドリルなどが導入された一方で、教職員のスキルが十分に追いついていないことが考えられる。このギャップを埋めるため、操作方法だけでなく、段階的な研修プログラムの設定や、ICT教育支援員による個別サポートの強化、教員間の情報交換や成功事例を共有する場の設定や充実を図っていきたい。</p> <p>○ 支援員のサポート内容が十分に周知されていないことや、ICT機器が協働的な学びの場面で十分に活用されていないため、教職員が困り感を感じていない実態があった。具体的な支援内容を周知し気軽に相談できる環境づくりを進めてきたこと、ICT機器とソフトウェアを連携させることで新しい授業スタイルの実現が可能になることを浸透させてきたことが功を奏し、積極的な活用がなされてきた。さらに、活用の学校差を解消できるよう努めていきたい。</p>

○ 小学校におけるプログラミング教育は中高の教育につながるだけではなく、大学における数理・データサイエンス・AI教育にまで関連する。プログラミング教育は児童生徒の可能性を掘り起こし、これからの社会で活躍するきっかけとなることから、さらなる改善を期待したい。

○ 学校間や教員間で指導に差があり、学年の発達段階に応じた系統的な指導が十分に行われていないことが課題である。単発の楽しいだけの体験にとどまらず、市プログラミング教育年間計画に基づき、教科横断的にプログラミング思考が育成できるよう、ICT通信での情報発信や情報主任会での助言、ICT教育支援員による授業支援を継続して行っていきたい。

■令和6年度取組に対する外部評価者の意見・助言

外部評価者 中井 義時 氏

令和4年度から計画的に進めてきた電子黒板がすべての普通教室と、特別教室（理科、音楽、図工、美術、技術、体育館）に導入された。他市町村に比べて電子黒板の完全配置は早い方ではなかったが、子どもが持っているタブレット端末と同じような高い性能があり、教員以上に子どもが効果的な活用をしている姿を多く見ることができた。特に、教育支援ソフト（スカイメニュークラウド）を利用することでより対話的で協働的な学びが充実したこと、デジタル教科書を直接操作することも可能で、効果的な授業が展開されていること、図工室、技術室等、特別教室に無線LANが整備され、児童生徒は完成した作品だけでなく、創作の途中過程を撮影して共有し合う学びができてきたことはよかったと思う。児童生徒一人一人のタブレット端末、教職員一人一人のタブレット端末、各教室への電子黒板の配置は、ICT教育推進の必然の整備である。すべての教室に黒板、子どもに教科書とノートがあって学びが進められたように、電子黒板とタブレット端末が日常的にすべての教員と子どもが日常的に授業でも活用されはじめたことを高く評価する。

ICT教育支援員の配置と支援内容については、児童生徒へのICT機器の操作支援や情報モラル教室での助言、教職員へのICTを活用した授業づくりのアドバイス等をはじめ、アカウントの更新作業や機器の故障や不具合への一時対応、教職員向けの操作や活用研修、学校ホームページ更新作業まで多岐にわたり活躍しているが、令和5年度16名の配置（3校に1名の配置）に対し、令和6年度は12名（国基準である4校に1名の配置）と減少していることが気になるところである。また、ICT教育支援員の実績として、支援回数が、目標の1,800回に対し延べ1,996回、支援時間も目標の5,600時間に対し延べ5,646時間と成果があったことに言及しているが、訪問日数や支援時間の目標基準が、支援員の就労条件に基づくものであるのか、学校の実態やニーズに基づくものであるのか明示する必要がある。いずれにしても市内小中学校51校からみると、1校当たり年間20回（ $996 \div 51 = 20$ 回）、年間訪問時間110時間（ $5,646 \div 51 = 110$ 時間 1訪問5時間程度）であり、平均月2回程度の訪問で、各学校のニーズが満たされているのか十分検討してほしい。

教職員のICTを活用した指導力の向上については、ICTを活用した授業づくり研修会（4回）、情報モラル研修会及び講演会（各小中学校において実施）18回実施し、さらには、情報教育推進校3校の実践事例・指導方法を市全体でしている。そして、授業にICTを活用して

指導する能力の実態調査においては、4項目（教材制作・授業活用・子どもへの指導・情報に関する知識）について、「できる」「ややできる」と回答した割合は平均90%と良好な結果である。しかし、課題と改善案において、これまでも研修会やICT教育支援員によるサポートを通してICT活用は徐々に浸透してきたが、国が求める「ICTを活用して指導できる水準」と、教員自身が考える「ICTを使える」レベルとの認識に差があると述べている。このことについては、昨年度、教員の指導力に関するより具体的な実態把握が必要である旨を意見として指摘している。文部科学省が設定している16の質問項目に関する教員の指導力について適切に把握し、指導に活かしてほしいと思う。

外部評価者 出口 毅 氏

ICT教育の推進が目標であり、児童生徒の「ICT教育による情報活用能力の育成」と「教職員のICTを活用した指導力の向上」が目的となっている。そう考えると、児童生徒の情報活用能力と教職員のICTを活用した指導力が向上したのか、明確な成果がわかるように記述することも検討してほしい。その根拠は、【児童生徒対象の教育の情報化に関する調査】、【教職員対象のICT活用指導力等の実態調査】及び<成果指標>の結果になるであろう。その際、経年変化や達成基準に対する結果により誰もが判断できるとわかりやすい。ただ、量的な数値だけでは示せないことは質的に記述することも大切である。また、今後、児童生徒のICT教育による情報活用能力の育成に関する成果指標設定も考慮してほしい。

児童生徒の情報活用能力である「情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質・能力」は、タブレット端末や学習支援ソフトの整備、ICT教育支援員の配置、電子黒板の導入、研修会等の開催などリソースとエフォートを投入して向上したのであろうか。一つ一つの取組を何となく実施するのではなく、「運営方針」→「取組の実施状況」→「取組の成果」のつながりを常に意識していただくことが何より重要であり、それにより「課題・改善案」はより具体的になると思料する。

特別支援教育の推進

【総合学習センター】

■山形市教育振興基本計画

施策の方向1 学校教育の充実

基本施策1 魅力ある学校づくり

施策1-5 一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実

取組1 特別支援教育の推進

取組2 個別支援の充実

取組3 学校及び教職員の特別支援教育力の向上

取組4 医療的ケア児の受け入れ体制整備

■令和6年度の運営方針

(1) 第2次山形市特別支援教育推進計画の推進

インクルーシブ教育システムの理解を進め、近年の特別支援教育を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、令和5年度に策定した「第2次山形市特別支援教育推進計画」を推進する。推進計画で基本理念に掲げた「将来の自立と社会参加に向けて、すべての子どもたちが持てる可能性を伸ばし、安心してのびのびと学ぶことができる教育環境づくり」に向けて、下記の3つの方針で施策を推進していく。

- ① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
- ② 相談・支援しやすい体制づくり
- ③ 特別支援教育力の向上と切れ目ない支援の充実

(2) 特別支援教育に係る体制整備

- ① 特別支援教育に係る相談・支援機能を総合学習センターに集約し、相談しやすい体制を構築する。総合学習センター内には、特別支援教育相談員を4名配置し、発達や就学に関わる電話相談や来所相談、及び学校・幼稚園等への訪問相談等を行う。また、特別支援教育担当指導主事を2名配置し、特別支援教育に係る業務の効率化と相談する側の利便性の向上を図る。
- ② 校内教育支援委員会の設置や特別支援コーディネーターの複数指名について指導し、学校における支援体制を整備する。また、特別支援指導員42名を市立小中学校に配置する。
(前年度より2名増員)
- ③ 総合学習センター内に言語相談員を2名配置し、「幼児ことばの相談室」の運営を行う。就学前の幼児のことばに関する相談と指導を行う。

- ④ 大学教授や医師等の専門家による巡回相談を充実させるとともに、助言を生かした効果的な支援について研修会等で指導する。

■令和6年度 取組の実施状況

(1) 第2次山形市特別支援教育推進計画の推進

令和6年度から令和10年度までの5カ年計画の「第2次山形市特別支援教育推進計画」における3つの基本方針（①一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実②相談・支援しやすい体制づくり③特別支援教育力の向上と切れ目ない支援の充実）に基づき、施策を推進した。

- ① 特別支援教育ソフト（リタリコ※）を市内全校に導入した。学校では、ソフトを活用して一人ひとりの教育的ニーズを把握するためアセスメントを行い、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成した。
- ② 市役所と総合学習センターに分かれていた相談窓口を総合学習センターに一本化し、担当指導主事2名を総合学習センターへ配置転換した。
- ③ 特別支援教育に係る研修会を9講座（特別支援教育リーダー育成研修会・言語指導事例研究会等）実施した。また、放課後等デイサービス事業所等と情報共有するなど、切れ目ない支援の充実を図った。

(2) 特別支援教育に係る体制整備

- ① 4名の特別支援教育相談員によって、電話相談・来所相談、小中学校・幼稚園等の訪問に加え、個別検査の実施及び分析等を行い、発達や就学に関わる支援を行った。
- ② 市内小中学校に特別支援指導員の必要状況調査を行ったところ、47校より特別支援指導員配置の希望があった。必要状況を精査し、特別支援指導員を小学校34校へ41名、中学校1校へ1名配置し、特別な支援を必要とする児童生徒の支援にあたった。
- ③ 「幼児ことばの相談室」では、年間延べ1,326人の幼児について、言語面に係る電話相談・来所相談及び指導を行った。
- ④ 巡回相談については33校から要望があり、要望があった33校へ専門家7名による巡回相談を実施した。

※株式会社 LITALICO（リタリコ）が開発した「まなびプラン」を活用して、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することができる。

■令和6年度 取組の成果

(1) 第2次山形市特別支援教育推進計画の推進

- ① 山形市立小中学校の特別支援学級において、令和6年度の特別支援教育ソフト活用による個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成割合は61%（前年度26%）に上昇した。教職員へのアンケート調査において、「関わっている児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行えていると考える教員の割合」が76%（前年度71%）という結果から、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた支援の充実が図られている。

と思われる。また、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進の一環として、鈴川小や蔵王第一小などで、特別支援学校との居住地交流を行っている。

② 相談窓口を総合学習センターに一本化したことで、来所する保護者から「相談する場所がわかりやすかった」という声が聞かれるなど、利便性が向上した。また、教職員アンケート調査において、「特別支援教育に関する相談が必要なときに、しやすい環境にあると考える教員の割合」が93%（前年度92%）という結果から、より相談しやすい体制が整ってきていると思われる。

③ 教職員アンケート調査において、「自分自身の特別支援教育力が、昨年度と比較して向上していると考える教員の割合」が82%（前年度76%）という結果が得られた。「子どもの特性に合わせた支援を考えることができた」という声が多く寄せられ、特別支援教育力の向上を実感する教職員が増えている。また、「特別支援教育に関して、学校と連携がとれていると考える放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所の割合」が77%という結果（前年度66%）から、連携強化による切れ目ない支援の広がりにつながっていると思われる。

(2) 特別支援教育に係る体制整備

① 総合学習センターの特別支援教育相談員が4名体制になっていることで、就学前の相談についても、前年度と同様に多くの相談を受け持つことができた。複数の目で子どもの様子を確認したり、より多くの園を参観したりすることができ、これまでよりも多様な情報を基に相談を進めることができた。

② 小中学校に特別支援指導員を配置することにより、複数体制で、安全確保並びに適切な支援や必要な指導を行うことができた。また、特別支援教育相談員が学校を直接訪問し、子どもの様子を参観し、学校や子どもの実情を踏まえた具体的な助言をこれまでより多く行うことができた。

③ 「幼児ことばの相談室」について、ホームページ等で広報したり、就学前の子どもをもつ保護者へ啓発活動を行ったりすることにより、多くの相談が寄せられた。年々指導する子どもの人数が増えている。多くの幼児の構音の誤りが改善したり、吃音が軽減したりするなど言葉に対する不安が解消され、安心した学校生活のスタートにつながっていると思われる。

④ 巡回相談の相談員が学校を訪問し、授業参観等を通して具体的な支援や指導について助言することで、教職員が、子ども一人ひとりの教育的ニーズについて理解を深め、日々の指導に活かすことができた。

<成果指標>

(単位：%)

指標名	巡回相談希望校数に対する実施校数の割合（取り下げ分は除く）				
年度	R4	R5	R6	R7	R8
目標値	100	100	100	100	100
実績値	79.1	81.5	100.0		

■課題・改善案

- (1) 第2次山形市特別支援教育推進計画の推進
- ① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うために、これまで以上に特別支援教育ソフト（リタリコ）の活用を促進し、関係機関と連携しながら個別の教育支援計画及び個別の指導計画を生かすよう研修の充実が必要である。
 - ② 相談窓口の情報を保護者によりわかりやすく伝えるために、ホームページ等で広報したり、学校や幼稚園、保育園に周知を図ったりする必要がある。
 - ③ 特別支援教育力の向上に向けて、教職員が抱える課題に即した研修となるように講師を選定したり、研修内容を吟味したりするなど、研修の充実が必要である。また、切れ目ない支援の充実のために、学校と放課後児童クラブや放課後等デイサービス事業所等をつないで情報共有の機会を増やしたり、必要に応じて訪問したりするなど、関係機関との連携を引き続き強化していく必要がある。
- (2) 特別支援教育に係る体制整備
- ① 特別支援教育相談員は4名体制となっているが、相談件数、内容、ニーズに充分に対応されていない現状があるため、特別支援教育推進計画に基づき、6名体制となるように整えていく必要がある。
 - ② 特別な配慮を必要とする子どもは年々増加しており、支援内容も多様化、複雑化している。校内教育支援委員会の充実や特別支援コーディネーターの育成に向けて、研修の充実が必要である。また、山形市立小中学校47校より特別支援指導員配置の希望があったが、予算的な事情により必要状況を精査した上で小学校34校、中学校1校への配置となったことを鑑み、ニーズのある学校に特別支援指導員を配置するために、特別支援教育推進計画に基づいた体制の整備（増員）が必要である。
 - ③ 「幼児ことばの相談室」の就学前指導について、希望数は年々増加しているが、指導のコマ数に限界があるため、対応を検討していく必要がある。
 - ④ 専門家による巡回相談について、学校からのニーズが増加している。特別支援教育推進計画に基づき、さらなる体制の整備を進めていく必要がある。

■令和6年度点検評価（令和5年度事業）意見・助言に対する対応状況

主な意見・助言	検討・対応状況（令和7年6月現在）
<p>○ 「特別支援教育拠点の整備による相談・支援機能の充実」に関する特別支援教育相談員の配置【拡充】や有資格者（臨床心理士・公認心理師等）の配置【新規】、「学校における支援体制の整備」に関する特別支援指導員の配置【拡充】については学校の負担を大きくしないよう、最善の努力をしていただきたい。</p>	<p>○ 特別支援教育相談員を2名増員して6名体制になり、学校の負担が軽減されている。また、臨床心理士の資格を持つ「教育支援アドバイザー」を新規に配置したことで、より専門的な知見からの指導・助言が可能となった。</p>

<p>○ 特別な配慮を必要とする子どもへの対応については、担任力により学級経営の中で適切な支援ができることが基本ではあるが、実情に応じて、学校等の要望も踏まえた支援体制を構築してほしい。</p>	<p>○ 教職員の特別支援教育力の向上を目的に、特別支援教育に係る研修会を9講座実施した。特に、年3回開催している「通常学級における特別な配慮を要する子ども対応研修会」は全小中学校から1名以上の参加を求めているが、教職員の関心が高い研修会となっており、令和6年度は3回合わせて219名の教職員が参加した。児童生徒の在籍異動に係る相談については、校内の教育支援委員会にて、日常的に丁寧な相談が行われるよう、年度当初の説明会で、全小中学校に指導している。また、特別支援教育ソフト（リタリコ）について、学校からの要望が多かった通常学級担任の校務用パソコンへの導入を実現し、市内で統一した様式による個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が可能となった。</p>
<p>○ 特別支援指導員の配置や専門家による巡回指導を継続して行い、学校や教員を支援する一方で、特別支援教育コーディネーターの育成、一人ひとりの教育的ニーズに応じられる体制整備などを地道に行ってほしい。</p>	<p>○ 令和6年度より特別支援教育コーディネーター育成のために、専門性の高い中央講師を招くなど、年間4回の研修会を行っている。この研修には、原則、市内小中学校から1名ずつ、校長推薦者が参加している。</p>

■令和6年度取組に対する外部評価者の意見・助言

<p>外部評価者 中井 義時 氏</p> <p>第2次山形市特別支援教育推進計画の推進に関わり、教職員等へのアンケートで「関わっている児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行えていると考える教員の割合」が76%（前年度71%）、「特別支援教育に関する相談が必要なときに、しやすい環境にあると考える教員の割合」が93%（前年度92%）、「自分自身の特別支援教育力が、昨年度と比較して向上していると考えた教員の割合」が82%（前年度76%）、特別支援教育に関して、学校と連携がとれていると考える放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所の割合」が77%という結果（前年度66%）になっている。第2次山形市特別支援教育推進計画がスタートしたその成果として、教職員や関係機関の意識が好ましい状況になっていると言える。第2次山形市特別支援教育推進計画における3つの基本方針（①一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実②相談・支援しやすい体制づくり③特別支援教育力の向上と切れ目ない支援の充実）に基づき進めた取組「特別支援教育ソフト（リタリコ）を市内全校への導入」「相談窓</p>
--

口の総合学習センター一本化」「放課後等デイサービス事業所等と情報共有」の効果が見られたものと評価したい。尚、課題・改善案として、特別支援教育ソフト（リタリコ）活用の促進、相談窓口の情報を保護者によりわかりやすく伝えるための工夫、関係機関との連携の強化をあげているので、常に現状を整理し、課題意識を持って進めてほしい。

特別支援教育に係る体制整備については、第2次山形市特別支援教育推進計画に基づき、総合学習センターの特別支援教育相談員が4名体制、特別支援指導員の配置が小学校34校に41名、中学校1校に1名になっていると推測するが、特に、学校に配置する特別支援教育指導員については、山形市の学校数や児童生徒数、さらに特別な支援を必要とする児童生徒数やその実態から考えても増員は必要不可欠であると考え。各学校における実態や要望を考慮すると同時に、他市町村の特別支援指導員等の配置状況も調査し、適切な配置になるよう計画的に進めていただきたい。

外部評価者 出口 毅 氏

一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実のため、「運営方針」から「課題・改善案」までのつながりが明確なモデルとなるような事務事業の点検及び評価書になっている。

その理由は、(1)(2)のそれぞれの方針に対して(1)では①～③の3つ、(2)では①～④の4つの方針があり、それぞれの項目(■)においても同様の構造化が一貫してなされているからである。また、成果指標の設定については議論があると思われるが、巡回相談希望校数に対する実施校数の割合が目標値に対して実績値が到達してきており、各取組の実施状況とその結果からも教育の充実を理解することができる。

成果は計画や方針が順調に実施された場合に達成される状態であり、実施した後に対象者の行動や知識、機能などが変化することを表すことになる。したがって、記述からは成果が上がっていると判断できるのだが、対象に児童生徒がないために、特別支援教育の推進により子どもたちがどのように変化したかなどについては参考資料などで補足していただくことを考慮してほしい。

いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応

【学校教育課・総合学習センター】

■山形市教育振興基本計画

施策の方向1 学校教育の充実

基本施策2 安全・安心の学校づくり

施策2-4 生徒指導・教育相談体制の充実

取組1 子どもの自立を支える生徒指導の充実

取組2 生徒指導・相談体制の強化

取組3 いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応

■令和6年度の運営方針

(1) いじめの防止に向けた対応

「山形市いじめ防止対策の推進に関する条例」及び「山形市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止の対策を推進する。

- ① 山形市いじめ問題対策連絡協議会において、いじめ防止等のために有効な対策及び連携の強化、いじめ防止等を目的とした啓発活動の促進等について協議する。
- ② 山形市いじめ問題専門委員会において、いじめ防止等のための必要な対策に関することの審議及び重大事態への対処等を行う。
- ③ 「指導の指針」に基づき、アンケートの実施や当事者への聴き取り、対応会議の開催、市教育委員会への報告など、いじめの防止と適切な対応を行えるように学校に指導・助言を行う。

(2) 不登校児童生徒への支援・援助

- ① 市教育相談員14名を市立小中学校に配置し、不登校の未然防止や状況改善に向けて教育相談や別室登校の児童生徒への支援を行う。
- ② 不登校の予防及び不登校児童生徒への支援の在り方について先進事例を参考に研究するとともに、教職員を対象に不登校に係る研修を開催する。
- ③ 状況の改善に向けた支援の1つとして、校内の居場所づくりを推進する。モデル校を拡充し、調査研究を行うことで、不登校の未然防止につながっていくよう支援を行う。
- ④ 適応教室「風」を運営し、子どもの情緒の安定と自立を図るための居場所づくりを進めるとともに、個に合った支援を行いながら、保護者や学校との密接な連携を図ることで学校生活への復帰等を支援・援助する。

⑤ 『不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン』に基づき、フリースクールでの学習や家庭におけるICT機器を活用した学習についても、保護者や関係機関と連携を図りながら適切に実施・評価されるよう指導・助言を行う。

(3) 教育相談員の配置

総合学習センター内に教育相談員を5名配置し、不登校、いじめ、問題行動等の諸問題について、電話やメールによる相談や来所相談を行う。

■令和6年度 取組の実施状況

(1) いじめの防止に向けた対応

いじめの未然防止・早期発見と早期対応に向けて、教育委員会の「指導の指針」に基づき、各学校では、日常的な様子の把握と情報交換に努めるとともに、年に2回の児童生徒及び保護者へのアンケートを行い、実態把握に努めた。教育相談アンケートなども定期的に行い、児童生徒の悩み等の把握に努めている。

毎月学校に求めているいじめ事案の報告内容を共有し、いじめの実態や件数を把握するとともに、被害加害児童生徒および保護者への連絡や事案の解消確認など、適切な対応がなされるよう支援した。

学級集団作りやいじめの対応に関する教職員研修会の実施、情報モラルを含むいじめ問題に関する資料の提供等の対策を講じている。また、生徒指導担当者会などにおいて、各学校のいじめ防止基本方針について、内容の点検を促すとともに、それに則った適切な対応について指導した。

いじめ防止等の有効な対策や連携の強化に努めるために、6月にいじめ問題対策連絡協議会を開催するとともに、いじめ相談ダイヤルの周知といじめ防止啓発標語に取り組み、いじめをしない、させないための意識の高揚を図った。

いじめ問題専門委員会を開催し、いじめ防止等のための必要な対策について審議するとともに、これまでに認定しているいじめ重大事態について事実の確認と再発防止策に向けて調査・検証を進めている。令和6年度には新たに重大事態と認定された案件はないが、引き続き、いじめの未然防止・早期発見と早期対応に努めていく。

令和6年度から市の事業としてスクールロイヤー活用事業を開始した。この事業は、児童生徒に関するいじめや事故等の諸問題に対し、法律の専門家による指導や助言を受けながら迅速かつ適切な対応を行い、問題の早期解決を推進することで、子供の最善の利益を実現することを目指すものである。また、そのほかにもアドバイザーとして法的な助言や文書作成のサポート・教職員向けの研修を行うものである。各学校には早い段階で相談の機会をもてるよう、積極的に活用を図るよう促している。

(2) 不登校児童生徒への支援・援助

市学校教育相談員14名を市立小・中学校に配置し、不登校の未然防止と状況改善のための教育相談や別室登校の児童生徒への支援を行った。

総合学習センター内に設置している適応教室「風」には、総合学習センター教育相談員5名を配置し、42名の児童生徒の支援を行った。

令和5年度から、毎月学校に求めている不登校の報告様式を改訂し、不登校児童生徒の状況について集計表により把握できるようにするとともに、指導要録上の出席扱いや毎月の学校での支援状況を記録しながら、個々の状況に合わせた適切な対応がなされるよう指導した。

不登校に係る教職員研修を開催し、校内体制や他機関との連携について理解を深めるとともに、対応について学ぶ機会を設けた。また、令和4年9月に策定した『不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン』の周知に努め、学校に通えないことが当該児童生徒の不利益につながることはないよう、適応教室「風」、フリースクール、ICT等の活用を含め適切に取り扱うように指導した。

小学3年生から中学3年生までを対象にQ-Uアンケート（※）を実施し、児童生徒一人ひとりや学級全体の実態把握に努めた。また、Q-Uアンケートの結果の分析と対応についての研修会を開催し、アンケート結果をもとにした適切な対応がなされるよう支援した。

※「楽しい学校生活をおくるためのアンケート」

また、令和5年度から、教育研究所の調査・研究として「校内の居場所づくり」に関する研究を立ち上げ、令和6年度は小学校4校において、不登校未然防止につながる児童生徒にとっての安心安全な居場所づくりに向けた調査研究を行った。調査・研究結果は、学習センターホームページに掲載するとともに、小中学校に周知した。

(3) 教育相談員の配置

総合学習センターに教育相談員を5名配置し、適応教室「風」の運営に加え、不登校、いじめ、問題行動等の諸問題について、電話や来所による相談を行った。相談機関についてのチラシの配付に加え、二次元コードを提供し、学校便りへの掲載など周知する機会の増加に努めた。

■令和6年度 取組の成果

(1) いじめの防止に向けた対応

いじめアンケートの実施や月末統計により、正確な実態把握や解消に向けての校内での組織的な体制づくりの状況を確認することができた。年度当初に教頭会と生徒指導連絡会で対応の留意点について指導することができた。令和6年度はいじめ件数は、526件で昨年度（473件）に比べ増加したが、解消率は、85.9%（昨年度81.0%）となっており、いじめの早期発見と積極的な認知の表れであると考えられる。子どもの最善の利益を実現することを目指し、令和6年度よりスクールロイヤー活用事業を開始し、年間21回の活用が行われ（継続案件含む）、学校の諸問題について法的な立場から指導・助言を受けながら迅速かつ適切な対応と問題の早期解決を推進した。

重大事態の対応・検証を進めていく中で、重大事態に限らず、いじめに対して日常的に組織として対応していくことや、事実関係や関係者の思いに寄り添うためにも記録を正しく残しておくこと、また心配な事案について市教育委員会も学校との早めの情報共有や連携に努めることの重要性がわかってきた。

(2) 不登校児童生徒への支援・援助

令和6年度の不登校児童生徒数は567人であり、5年ぶりの減少となっている。各学校では、担任はもとより市学校教育相談員、別室学習指導員、スクールソーシャルワーカー、担任外教員などによる情報共有と校内体制の充実が図られており、ニーズに対応したきめ細やかな取組が進められている。

また、適応教室「風」での指導の機会が得られない、あるいは通うことが困難な児童生徒がいることを踏まえ、民間のフリースクールなどを含む他機関との連携がより一層図られるようになっている。その一つとして、令和6年度は市内フリースクールの運営者を講師にフリースクールの役割や具体的な状況について理解を深める研修会を実施した。指導要録上の出席扱いとしているケースは増加しており、当該児童生徒の学校外での努力を積極的に評価する姿の促進につながっている。

また、Q-Uアンケートを実施し、研修会を開催することで、その分析結果を基に、不適応傾向にある児童生徒への対応について校内の教職員で情報共有し、対応することができた。

(3) 教育相談員の配置

総合学習センター教育相談員5名が、適応教室「風」において、不登校児童生徒に対して学校生活への復帰等の支援・援助を続けている。不登校、いじめ、問題行動等の諸問題についての電話や来所による相談については、従来のチラシに加え、チラシが見られる二次元コードを作成して学校のお便りに付けてもらうよう依頼し、周知の機会確保に努めている。

<成果指標>

(単位：%)

指標名	不登校児童生徒の増加率（年度末時点における前年比）				
	R4	R5	R6	R7	R8
年度					
目標値	+0.00	-5.00	-5.00	-5.00	-5.00
実績値	+42.11	+10.36	-6.59		

■課題・改善案

(1) いじめの防止に向けた対応

いじめの態様が年々多様化しており、学校現場では対応に苦慮し、長期化するケースが増えている。各学校において「指導の指針」に示した初期対応が適切に行われるよう年度当初に管理職や生徒指導担当者へ研修会や連絡会で繰り返し指導していく。未然防止、早期発見、即時対応に向けて、ニーズに合った教職員・相談員への研修を実施し、生徒指導上必要な資質・能力の向上を図っていく。特に若手教職員を中心に、いじめや不登校への対応の仕方に関する研修会を行っていく。

重大事態を防ぐには、初期対応（対象・関係児童生徒のケア）、組織的対応、保護者との連携が大事になる。これらの1つでも欠けると事態が大きくなっていく。常日頃から学校では組織で動くことを大切にしながら、市教育委員会は学校・関係機関と連携を密にしながら丁寧に対応を行っていく。

(2) 不登校児童生徒への支援・援助

不登校の要因は、年々多様化している上、はっきりと要因を把握できないケースも増えており、学校現場は難しい対応を迫られている。各学校において適切な対応が行われるよう、小・中学校生徒指導連絡会等で、具体的な事例を共有しながら指導していく。また、別室登校やフリースクールなど、不登校児童生徒の個々のニーズに合わせた居場所づくりや関係機関との連携をさらに深められるように、学校を支援していく。若手教職員を中心にした対応研修会を行うとともに、今後も生徒指導担当者研修会等でフリースクール等の理解を深める機会を設けていく。

教育研究所の事業として実施している「校内の居場所づくり」については、不登校児童の在・不在に関わらず、あらゆる児童にとっての安全安心な居場所づくりを市立小学校全校で進めていき、不登校未然防止につなげていく。

(3) 教育相談員の配置

学校や教育委員会への相談件数が増加しており、当該校や関係機関との情報共有や連携がさらに重要になっている。また、不登校、いじめ、問題行動等への支援は、様々な視点からの検討を要するケースも増えている。令和6年度から、総合学習センターに教育支援相談と特別支援教育の相談窓口が集約され、令和7年度には特別支援教育相談員の増加と教育支援アドバイザーを配置することできめ細やかに対応できるよう体制構築を進めていく。

■令和6年度点検評価（令和5年度事業）意見・助言に対する対応状況

主な意見・助言	検討・対応状況（令和7年6月現在）
<p>○ 令和5年度の不登校児童生徒数は607人であり、4年連続の増加となっており、成果指標として掲げた「不登校児童生徒の増加率（年度末時点における前年比）」の目標値の達成に程遠い状況を真摯に受け止め、要因を考察して対策を考えていく必要がある。いじめ、不登校の問題は、学校における課題でもあり、きめ細かな実態把握と課題に基づく指導を、組織的、日常的、継続的に進めていくことが重要である。</p>	<p>○ 令和5年度から月末統計の様式を変更したことで、いじめ・不登校に対して、よりきめ細かな実態把握を行うことが可能になり、事案に対して学校に問い返しをするなど、都度確認することができるようになったことが奏功しつつある。また、日常的に予防に取り組むことや校内の居場所づくりなどを進めることができた。</p>
<p>○ いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応は、市教委にとっても学校にとっても難儀な課題であるが、学校や他機関等と連携しながら進めていくことが重要である。令和6年度よりスタートしているスクールロイヤー活用事業、教育研究所の事業として実施している「校内の居場所づくり」調査研究、総合学習センターに教育支援相談と特別支援教育の相談</p>	<p>○ いじめや不登校等様々な対応へのワンストップの体制として、窓口を集約したことで、多様な相談に対応しやすくなっている。今後もいじめや不登校の対応については、各関係機関同士の情報共有に努め、迅速かつ最適な対応をとるためのチームでの体制づくりを整えていく。</p>

<p>窓口を集約し、様々な相談に対応できる体制の構築が、いじめや不登校の問題解決に資することを期待する。</p> <p>○ いじめや不登校の問題については、教師が子どもと向き合う時間を確保したり、複雑化・多様化した学校の課題を解決する体制を構築したりするために、「チーム学校」の重要性が指摘されている。チーム学校の取組においては、教師の指導力や職務への関り方を適正に評価しながら必要な支援を行うことが求められるであろう。ぜひ、多様な職種と他機関との連携を想定したチームの構成員の間で共通理解を図るような指導助言を行ってほしい。</p>	<p>○ 組織としての取組は、若手教職員の増加もあり、その重要性を増している状況でもある。令和4年12月に改訂された『生徒指導提要』や山形市の『指導の指針』に基づいた対応を行うよう、引き続き指導・助言を続けていく。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワークコーディネーター、スクールロイヤーや警察・児童相談所などとの連携や会議の在り方についても、市教職員研修であるいじめ・不登校対応研修会や生徒指導連絡会等を通して、具体的な事例を参考に指導助言を進めていく。</p>
---	--

■令和6年度取組に対する外部評価者の意見・助言

<p>外部評価者 中井 義時 氏</p> <p>いじめの防止に向けた対応については、教育委員会作成の「指導の指針」及び各学校作成の「学校のいじめ防止基本方針」が各学校、すべての教員に共有されることが大切である。「指導の指針」の中のいじめ対応については、基本的且つ適切な対応がわかりやすく整理されている。各学校のいじめ防止基本方針についても、内容の点検を促すとともに、それに則った適切な対応について指導を続けていることは重要であり、今後も繰り返し指導してほしい。また、小中学校51校の児童生徒の実態把握について、毎月学校に求めているいじめ事案の報告内容を共有し、いじめの実態や件数を把握するとともに、被害加害児童生徒および保護者への連絡や事案の解消確認など、適切な対応がなされるよう支援していることを高く評価したい。</p> <p>いじめの対応で最も重要なことは、早期発見の努力といじめに気付いた時の適切な初期対応であることの指導を徹底してほしい。令和6年度から市の独自事業としてスクールロイヤー活用事業を開始し、年間21回の活用が行われ（継続案件含む）、学校の諸問題について法的な立場から指導・助言を受けながら迅速かつ適切な対応と問題の早期解決を推進できたことも高く評価したい。いじめの対応でもっとも難儀なことは重大事態の発生とその対応であるが、いじめ問題の解消を第一に考え取り組むと同時に、調査・検証を通して再発防止のための取組を再確認し、各学校に周知してほしい。</p> <p>不登校児童生徒への支援・援助については、まず、全国的にも県内でも不登校児童生徒数が増加している中で、令和6年度減少したことは好ましいことである。市学校教育相談員14名を市立小・中学校に配置したこと、総合学習センターに教育相談員5名を配置したことは、学校や不登校児童生徒への支援・援助に繋がっている。人的支援以外の取組として、毎月の学校</p>
--

での支援状況を記録しながら、個々の状況に合わせた適切な対応がなされるよう指導したこと、学校に通えないことが当該児童生徒の不利益につながることはないよう適応教室「風」、フリースクール、ICT等の活用を含め適切に取り扱うように指導したこと、Q-Uアンケートの結果の分析と対応についての研修会を開催し、アンケート結果をもとにした適切な対応がなされるよう支援したこと、児童生徒にとっての安心安全な居場所づくりに向けた調査研究を行い、調査・研究結果を小中学校に周知したことを高く評価したい。

Q-Uアンケートは20数年前から各学校で実施されているものであるが、結果についての分析・考察、活用の仕方については、学校間、又は同じ学校内であっても教師間に格差がないか気になる場所である。結果については、一人一人の状況だけでなく、担任等の学級経営の特徴も見られるだけに、その結果が個人及び管理職だけに把握されることも多いが、各学級の結果をオープンにし、教職員間で共有するとともに課題対応の協議をしてほしいと思う。さらには、学級全体の結果を子どもに提示し、担任と子どもたちが一緒になって「学級の課題をどう解決していくか」を考えることについても検討してほしい。

外部評価者 出口 毅 氏

不登校児童生徒の増加率が大きく改善され、目標が達成されたことは、これまでの取組の成果であろう。一方で、成果指標にはなっていないが、いじめ件数は増加し、解消率は増加した。いじめの予防に取組が明確には現れなかったが、早期発見と積極的な認知により対応は一定の成果を得たと言えるのであろう。

いじめ等の問題行動となっているが、ここではいじめに焦点化されている。いじめが大きなウェイトを占めることはよく理解できる。安全・安心の学校づくりが基本施策であり、生徒指導・教育相談の観点から、暴力行為等の問題行為については、ここでも補足資料などの活用を検討していただきたい。

「運営方針」は構造化されているが、「取組の実施状況」になると、記述内容の順番が運営方針の順番と異なったり、いくつかの内容がまとめられたりしている。運営方針の構造化に従って、実施状況、成果及び課題・改善策を整理していただくと、より評価しやすくなると感じた。

≪点検及び評価対象取組≫

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と 地域学校協働活動の一体的な推進

【学校教育課・社会教育青少年課】

■山形市教育振興基本計画

施策の方向1 学校教育の充実

基本施策3 連携による教育の充実

施策3-3 学校・家庭・地域との連携・協働の充実

取組1 保護者と共に考える姿勢の重視

取組2 教育実践に関わる情報の積極的な発信

取組3 学校・家庭・地域との連携・協働の推進

取組4 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的推進

■令和6年度の運営方針

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に取り組み、「学校と地域の連携・協働」の体制づくりを推進する。

そのため、市内全域で学校と地域の連携が進むよう、市民への情報提供や関係者を対象とする研修等を実施する。

また、地域が主体となって子どもたちに学習及び体験等の活動を提供する「放課後子ども教室」のモデル事業として、令和6年度は行政が主体となり「放課後子ども教室」を実施する。

■令和6年度 取組の実施状況

(1)体制づくりの推進

①学校運営協議会の運営

学校運営協議会の令和6年度の開催回数は2～5回で平均2.9回となっている。

※令和6年度の主な熟議のテーマ：「地域とつながる学校のあり方」「〇〇地区の自慢について～〇〇地区・子どもたちが一つになる～」 「山形に根差したウェルビーイング」「地域を学ぶ教師、地域の中で育つ子ども」「放課後の子どもの居場所について」「育てたい力について」「少子化に伴う今後の教育活動のあり方について」

②地域学校協働活動推進員の委嘱と地域学校協働活動の実施

地域学校協働活動推進員の配置校数は、令和6年度末時点で、39校（小学校30校、中学校9校 ※山寺小中学校、蔵王三小・二中は2校に1人の配置）となり、令和5年度から5校（小学校3校、中学校2校）の増となっている。

【学校における地域学校協働活動】

・主な活動と特徴的事例

ア 授業準備・補助：12校（31%）

のこぎりや金づちを使った学習〈三小〉、卒業生の合唱〈六小〉、防災学習〈南小〉、社会科の学習（食品ロスに関すること）〈西小〉、社会科の学習（戦争に関すること）〈千歳小〉、千歳山に関する学習〈滝山小〉、昔遊び〈みはらしの丘小〉、家庭科の学習〈六中〉、職業講話・職場体験〈高楯中〉 等

イ 学校行事等の準備・運営：12校（31%）

一小、三小、九小、金井小 等

ウ 登下校に関する対応：16校（41%）

二小、四小、五小、六小、十小、南小、六中 等

エ 休み時間・放課後・部活動・夜間における対応：5校（13%）

休み時間の見守り〈一小〉〈五小〉
休み時間の児童の居場所づくり〈大郷小〉〈出羽小〉
ボランティアによる読み聞かせ〈七小〉 等

【地域における地域学校協働活動】

・特徴的事例

第十地区吹奏楽クラブ〈十小〉
バスガイドを募り『大好きな高瀬の魅力』を伝えるプロジェクト〈高瀬小〉
たかだて吹奏楽クラブ〈高楯中〉
たかせ元気会「地域で子どもを育てる多世代交流」〈高楯中〉

※割合：事例把握校数／地域学校協働活動推進員配置校数

※事例：地域学校協働活動推進員からの活動報告書、社会教育青少年課の取材から抜粋

【地域住民の参画状況】

3,503人（延べ人数）

(2) 情報提供及び研修等

①地域とともにある学校づくり研修会（8／1開催 教職員等23名参加）

「地域とともにある学校づくり」の実現に向け、教職員を対象に「授業の充実と働き方改革」をテーマに市内小中学校で実施している先進的な取組事例の紹介、各学校の実践等について情報交換を実施した。

②学校を核とした地域づくり研修会（11／15開催 学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員、公民館主事、コミュニティセンター職員等41名参加）

「学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進」をテーマに、講師がコーディネーターとして活動している学校の教育課程における地域学校協働活動の事例の紹介や質疑応答等を実施した。

③コミュニティ・スクールと地域学校協働活動出前講座

学校運営協議会や地域団体の要請に基づき、社会教育主事による出前講座を26回開催した。

④視察・取材と情報提供

学校運営協議会及び地域学校協働活動の取材を40回実施し、「社教ニュースときたまご」等で情報を共有した。

⑤地域学校協働活動推進員情報交換会

地域学校協働活動推進員を対象に、5、9、2月の計3回、情報交換会を開催し、互いの活動等についての情報共有や推進員が抱えている疑問や悩み等を話し合い、さらなる活動につなげた。

(3) 行政主体型放課後子ども教室「ベニっこアフタースクール」の実施

地域と学校の連携・協働のモデルとして、公民館やコミュニティセンターを会場に市内全小学校児童を対象にプログラミングや絵、造形遊び、動物とのふれあいなどの体験活動を7回開催し、延べ92人の児童が参加した。運営スタッフとして市で選任する有償ボランティアのほかに無償ボランティア（中学生や高校生、大学生、地域住民等）が参加した。地域住民については、会場付近の小学校に配置している地域学校協働活動推進員が参加を募った。

■令和6年度 取組の成果

(1) 体制づくりの推進

① 学校運営協議会の運営

学校運営協議会により特色ある活動が行われるとともに、組織を立ち上げたり、地域住民の理解、賛同を得たりしながら、地域と一体となり子どもの学びや成長を支える学校運営を行っている。東沢小学校では、教科担任制について学校運営協議会で話題に取り上げ、委員とも有効性等について共有し、令和7年度から進められることとなった。また、高橋中学校では、令和5年度に実施した「放課後休日の部活動について」というテーマでの熟議を経て「部活動改革推進委員会」が発足し、部活動の地域展開に向けた実証事業が行われ、令和6年度、更に熟議を行ったことで今後の部活動の在り方の一助となっている。

② 地域学校協働活動推進員の委嘱と地域学校協働活動の実施

各地域及び学校において、地域の自然や歴史、地域住民等の興味・関心や得意分野を活かした学習が行われた。また、戦争に関すること（社会）や昔遊び（生活）、職業に関する学習などでは、地域住民の体験に基づく話を聞いたり、実際に体験したりすることにより、児童生徒の学びが深まった。「授業づくり（授業や教育活動の充実）」への効果を感じている小中学校は51校中26校となっている。また、子どもたちの「地域への愛着」や「地域の担い手としての自覚」の意識が向上している、地域の教育力が向上した、地域住民同士のネットワークが広がりや深まりを見せていることについて、教職員や地域住民が効果を感じている。（各小中学校及び地域学校協働活動推進員を対象とした「コミュニティ・スクールと地域学

校協働活動の一体的推進に関するアンケート) より)

(2) 情報提供及び研修等

研修会参加者からは「学校と地域とのつながる方法が様々であることがわかった」「教員の人手不足、働き方改革が進む中で、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動がより求められていくと思った」「地域とつながるのが目的ではなく、地域とつながることで子どもや地域にどのような効果があるのかということが重要だと感じた」「今までの形にとらわれない学校と地域の間係を学んだ」「オリジナルなコミュニティ・スクールを創造する必要性を感じた」「地域住民が地域の教育方法を考えることができる学校運営協議会の重要性が理解できた」等の感想があった。研修を受けて、一定の効果が図られたと感じている。

(3) 行政主体型放課後子ども教室「ベニっこアフタースクール」の実施

地域学校協働活動推進員が地域住民等の参画を募り、学校と連携しながら吹奏楽やガイド、工作、ボランティアなど、子どもの興味・関心に応じた様々な体験ができる「地域の学びの場」づくりが進められている。中学生や高校生、大学生を含めた地域住民のネットワークが広がるとともに、子どもとの関わりやつながりが生まれ、地域住民の喜びややりがいになっている。

<成果指標>

指標名	学校運営協議会の設置校数				
年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標値	5 1	5 1	5 1	5 1	5 1
実績値	5 1	5 1	5 1		

指標名	学校運営協議会の実施回数				
年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標値	—	—	2 0 4	2 0 4	2 0 4
実績値	1 4 2	1 4 5	1 4 8		

指標名	地域学校協働活動推進員の配置校数				
年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標値	5 1	5 1	5 1	5 1	5 1
実績値	3 1	3 4	3 9		

指標名	地域学校協働活動推進員の活動時間数				
年 度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
目標値	—	—	2, 3 4 0	2, 4 4 8	2, 4 4 8
実績値	6 9 0	1, 1 4 1	1, 1 4 8		

■課題・改善案

(1) 課題

- ① 事業実施のためには保護者や地域住民の理解が不可欠であり、さらなる周知が求められる。
- ② 学校運営協議会の委員や地域学校協働活動推進員、地域ボランティア等の確保が課題となっている。
- ③ 地域学校協働活動で生み出される効果を地域づくりに活用していくことが必要である。
- ④ 地域の子どもの育成について、学校だけの役割ではなく、自ら地域の子どもの育て、自ら学校や地域を創っていこうとする地域住民の機運を高めていく必要がある。

(2) 改善案

①②については、研修会を実施する中で教職員や学校運営協議会の委員や地域学校協働活動推進員の他、地域住民等にも対象を拡大し、さらなる周知を図る。

③④については、各地域での活動事例に加え、学校の取組を紹介する機会を設け、子どもや地域への効果について実感することを通して地域住民の当事者意識を高めていく。また、研修会や出前講座、地域学校協働活動推進員情報交換会ではグループワーク等により各地域や学校での取組状況や成果、課題等について参加者が情報交換できるようにする。

今後は、年度末に実施する「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に関するアンケート」の内容を充実し、学校及び地域への効果や成果、課題についてよりの確に把握し、好事例については広く情報発信する。

■令和6年度点検評価（令和5年度事業）意見・助言に対する対応状況

主な意見・助言	検討・対応状況（令和7年6月現在）
<p>○ 令和5年度の学校運営協議会における主な熟議のテーマをいくつか紹介しているが、運営の状況が見えない。各学校における特徴的な運営についても紹介してほしい。</p>	<p>○ 学校運営協議会の取材で確認できた特徴的な運営について、研修会や広報誌「社教ニュース ときたまご」、ホームページ等で広く発信できるように検討していく。</p>
<p>○ 学校や地域の意識の向上や具体的な取組方を学ぶために実施している「地域とともにある学校づくり研修会」「地域と学校の連携・協働研修会」「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動出前講座」「視察・取材と情報提供（31回の取材と広報）」「地域学校協働活動推進員情報交換会（年3回）」等は、今後も継続的に取り組んでほしい。</p>	<p>○ 令和6年度も研修会や出前講座、取材と情報提供、情報交換会を実施した。また、地域学校協働活動推進員未配置校に対して、配置に向けた情報交換を継続していく。</p>
<p>○ これまでの取組の成果についての根拠もしっかり把握しているので、それらを整理して</p>	<p>○ 令和6年度から比較的規模の大きい学校の学校運営協議会や地域学校協働活動</p>

<p>いくと共に、市街地にある学校や比較的規模の大きい学校の運営協議会の運営や地域学校協働活動等の特色ある実践を把握（視察や取材）し、広報や研修会、学校訪問等を通して紹介してほしい。</p> <p>○ 山形市ホームページ「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について」や「地協ニュース ときたまご」などの広報を行っているが、情報発信の効果を確保するなどして、地道に普及活動を展開してほしい。</p>	<p>の取材を行い、出前講座や情報交換会、学校訪問等で紹介している。今後はより多くの学校、地域の実践を取材し、適時紹介していく。</p> <p>○ 情報発信の効果の確認方法について検討し、令和7年度末に実施する学校と地域学校協働活動推進員を対象としたアンケートで確認することとした。また、周知拡大についても検討し、令和7年度からコミュニティセンターにも「社教ニュース ときたまご」を送付するとともに、二次元コードからバックナンバーを閲覧できるようにする。</p>
---	---

■令和6年度取組に対する外部評価者の意見・助言

<p>外部評価者 中井 義時 氏</p> <p>学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的な推進については、東沢小学校の「教科担任制」、高楯中学校の「放課後休日の部活動について」等を熟議してきた学校運営協議会の運営の工夫、小中26校が、「地域学校協働活動の取組が、授業づくり(授業や教育活動の充実)」の効果を感じている。」と回答していること、行政主体型放課後子ども教室「ベニっこアフタースクール」が実施されたことなど評価すべきことが多くあるが、今回は取組の課題として挙げられたことを中心に意見・助言することとする。</p> <p>学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的な推進の課題として、「事業実施のための保護者や地域住民の理解」「学校運営協議会の委員や地域学校協働活動推進員、地域ボランティア等の人材の確保」「地域学校協働活動と地域づくり」「地域の子も地域で育むという地域住民の機運」が挙げられているが、これは、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的な推進における根本的な課題であると言える。</p> <p>学校と家庭・地域の連携の重要性については、相当前からどの学校においても学校運営の基本方針に位置付けられてきたと言える。このことについて、県内における教育施策として進められてきたのは、第4次山形県教育振興計画(感性教育 平成7～17年度)推進の時期であり、「おらほの学校づくり推進事業」として県内各地区で特色ある「学校と家庭・地域の連携」が進められた。その後、第5次山形県教育振興計画(いのちの教育 平成17～27年度)の時期には、平成16年度の学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の法制化により、大石田町と川西町が新たな学校と家庭・地域の連携・協働をスタートさせたが県内の多くの地域は、「おらほの学校づくり推進事業」で構築した「学校と家庭・地域の連携」を基本にした学校運営を進めてきたと言える。県内で学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の実施が急激に増えたのは令和2年度～令和4年度の時期であり、山形市においても令和4年度に全</p>
--

小中学校で学校運営協議会が設置された。

ただ、この時期は社会全体がコロナ禍で、会議や一緒に活動することが避けられていた。さらに、学校においては、教職員の働き方改革が喫緊の課題にもなっており、コミュニティ・スクールの運営に関する諸業務は教職員への負担もあり、コミュニティ・スクールの推進に関する「地域住民の理解を促進すること、機運を高めること、推進の人材を確保すること」について、精力的に活動しづらい時期であったし、今もそうであると言える。このことを受け止めつつも、このような中でできることを一歩ずつ進めていくことが重要であると考えている。

今後、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的な推進に取り組むにあたり、「地域住民の理解を促進すること、機運を高めること、推進の人材を確保すること」の課題解決を先に考えるのではなく、下記のことについて各学校で整理してほしいと思う。

①学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を廃止したら困ることは何か。

②この3年間、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を実施してきて、教育効果があったことは何か。

③現在は実現できていないが、今後取り組みたいことは何か。

その上で、「地域住民の理解を促進すべきことは何か、機運を高める方法として何が有効か、推進のための優秀な人材確保ではなく推進のために、どんな人に何をしてほしいか。」を、すべての小中学校で検討してほしい。設置する時に、社会に開かれた教育課程の趣旨から、学校・教職員にとっても、地域にとっても良いと思われる学校運営を具体的に描いていたかどうかとも問われることであるが、設置における制度上の目的（学校運営の承認や意見、教職員の人事への意見等）だけでなく、設置すると決めた時の学校や地域の思いや願いの原点に立ち返り、小さな課題の「熟議」からでもいいので、学校と地域が一緒になって協議、実践し、成就感を味わってほしいと思う。

全国でのコミュニティ・スクール導入率は、小学校65.6%、中学校64.4%で、地域学校協働本部の整備率は小学校75.4%、中学校72.4%である。（2024.5.1現在）地域学校協働本部の取組は、第4次山形県教育振興計画（感性教育 平成7～17年度）推進の時期に実施された「おらほの学校づくり推進事業」と類似しており、その地域の特色ある取組が見られる。令和6年度に山形市で開催された研修会の参加者からは「学校と地域とのつながる方法が様々であることがわかった」「教員の人手不足、働き方改革が進む中で、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動がより求められていくと思った」「地域とつながるのが目的ではなく、地域とつながることで子どもや地域にどのような効果があるのかということが重要だと感じた」「今までの形にとらわれない学校と地域の関係を学んだ」「オリジナルなコミュニティ・スクールを創造する必要性を感じた」と、特色ある「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的な推進」を求めていることが窺える。

山形市においては、令和4年度に全小中学校で学校運営協議会を設置するにあたり、そこに、「山形らしさ」を求めてきたわけなので、今後も、各学校を拠点とする地域と一緒に、「その地域らしさ」が見える取組を評価し、促進してほしい。

外部評価者 出口 毅 氏

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みをつくるのが学校運営協議会設置の目的であり、

地域学校協働活動の目的は、地域と学校が連携し、地域全体で子どもたちの学びと成長を支えることである。成果指標からは前者については実施回数から見える取組に差異はあるものの目的は達成されていると言える。一方で、後者については、配置校数・活動時間数ともに徐々に増加しているものの目標には到達できていない。

ここで気になるのは、やはり「地域全体で子どもたちの学びと成長を支える」ことに差が生じている可能性についてである。地域学校協働活動推進員が配置されていない学校区では活動時間が確保されにくいことは自明である。確保できていない理由は、さまざまであろうから、早期の目標達成のためには、原因に応じた改善案を検討し、実行する必要がある。(2)(3)の取組が、配置できていない学校区の課題解決に対してどれだけ貢献しているのか、あるいは配置できた学校では何が効いたのかをぜひ点検してほしい。

配置の可否だけでなく、目的や制度の趣旨が地域に浸透せずに形骸化することのないような継続的な取組を期待したい。

社会的要請学習と地域づくり学習の推進

【社会教育青少年課】

■山形市教育振興基本計画

施策の方向2 生涯学習の推進

基本施策5 生涯学び、人と地域とかがわり、よりよい社会を築く人づくり

施策5-3 社会教育事業の推進

取組1 社会的要請学習と地域づくり学習の推進

取組2 公民館職員研修実施体制の充実

取組3 放課後子ども教室実施における学校との連携及び地域住民の参画

■令和6年度の運営方針

(1) 社会的要請学習

「個人の要望」と「社会の要請」のバランスのとれた学習機会を、市民に提供する。事業の実施に当たっては、本市及び社会の現状等を踏まえ7つのテーマを設定し、リピーターや新規利用者の増加も図りながら、学びの提供を進める。

令和6年度については、社会的要請学習の講座に、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を加え、多角的な事業展開を図る。また、中学生を対象とした新たな若者支援事業として「サードプレイス Jr.」事業を実施し、事業の企画立案・実施することを通して地域についての学びを深めるとともに、自己有用感を高め地域に対する愛着を持つことが出来るよう支援する。

<学習テーマ>

- ① ICT活用の推進「役立つICT活用術」
- ② ライフデザインの学習支援「自分らしく今を楽しむ生活術」
- ③ 環境・エネルギーに関する学習支援「行って見て聞いて実践エコライフ」
- ④ 健康づくりに関する学習支援「わたしと家族の健康生活」
- ⑤ 防災・防犯に関する学習支援「防災・防犯テクニック術」
- ⑥ 若者支援「まちなかサードプレイス」「サードプレイス Jr.」事業
- ⑦ 子ども支援「体験子ども教室」【公民館における放課後こども教室】

「伝統文化」「表現」「体力・健康」「ものづくり」「探求」の5つの学習のねらいを設定し、「山形市子ども将棋教室」や地域の人材等を活用した学習支援など、豊かな体験や学習会を提供する。

(2) 地域づくり学習

各地域の課題や実情を踏まえ、地域と協力し各年代のライフステージに対応した学習機会や、世代間交流を通じた地域住民の連帯感を高める機会を各公民館において提供する。

各講座の実施に当たっては、市の関係課と連携し、健康の保持・増進や子育て支援などの市が推進する施策について、市民に理解を深めていただけるような学習機会を提供する。

① 地域住民相互のふれあい交流の促進（公民館企画型）

- ・家庭教育支援事業（必須事業）
- ・子ども育成事業（必須事業）【公民館における放課後こども教室】
- ・若者支援事業（必須事業）
- ・まるごとやまがた推進事業（必須事業）
- ・世代間交流事業（必須事業）

② 地域と共に考えるまちづくり（地域共同企画型）

■令和6年度 取組の実施状況

(1) 社会的要請学習

社会的要請の大きい課題に対し、7つのテーマを設定し、各行政機関、社会教育関係団体、NPO法人、大学等との連携・協力関係を構築し、全市民を対象に社会的要請学習を展開した。

また、令和5年度から、若者支援事業として高校生を対象に、中央公民館を活用し、将来的に地域づくりに参画する人材として育てていくことを支援する「まちなかサードプレイス事業」を実施した。さらに、令和6年度からは、中学生を対象に、公民館における事業の企画立案・実施を通して地域についての学びを深めるとともに、自己有用感を高め地域に対する愛着を持つことができるよう支援する「サードプレイス Jr.」を実施した。

<社会的要請学習 学習テーマ別の実績>

学習テーマ	担当公民館	事業数 (事業)	講座数 (回)	延べ参加者数 (人)
ICT 役立つICT活用術	全公民館	11	66	811
ライフデザイン 自分らしく今を楽しむ生活術	北部公民館 元木公民館	4	7	116
環境・エネルギー 行って見て聴いて実践エコライフ	中央公民館 江南公民館	4	6	99
健康づくり わたしと家族の健康生活	東部公民館 霞城公民館	5	8	136
防災・防犯 防災・防犯テクニック術	西部公民館 南部公民館	2	6	163
若者支援 まちなかサードプレイス サードプレイス Jr.	社会教育青少年課 中央公民館 全公民館	4	43	295
子ども支援 体験子ども教室	社会教育青少年課 全公民館	11	28	649
合計		41	164	2,269

(2) 地域づくり学習

公民館が立地する地域との日常的な関わりを重視し、「ふれあい交流」、「地域と共に考えるまちづくり」をテーマに、それぞれの地域の課題や実情を踏まえ、地域との協力のもと、独自の企画・運営による地域づくり学習を各公民館において展開した。

<地域づくり学習 学習テーマ別の実績>

公民館		地域住民相互の ふれあい交流の促進	地域と共に 考えるまちづくり	ホール・ギャラリー 事業	合計
中央	事業数(事業)	15	4	6	25
	講座数(回)	20	4	13	37
	参加者数(人)	980	558	2,524	4,062
東部	事業数(事業)	13	2	—	15
	講座数(回)	23	22	—	44
	参加者数(人)	2,207	174	—	2,381
西部	事業数(事業)	15	3	—	18
	講座数(回)	35	51	—	86
	参加者数(人)	3,825	675	—	4,500
南部	事業数(事業)	15	3	—	18
	講座数(回)	26	28	—	54
	参加者数(人)	2,270	813	—	3,083
北部	事業数(事業)	16	4	—	20
	講座数(回)	27	12	—	39
	参加者数(人)	1,136	1,030	—	2,166
江南	事業数(事業)	10	2	—	12
	講座数(回)	28	51	—	79
	参加者数(人)	3,657	875	—	4,532
霞城	事業数(事業)	22	1	—	23
	講座数(回)	42	1	—	43
	参加者数(人)	4,917	57	—	4,974
元木	事業数(事業)	21	1	—	22
	講座数(回)	70	1	—	71
	参加者数(人)	1,694	80	—	1,774
合計	事業数(事業)	127	20	6	153
	講座数(回)	270	170	13	453
	参加者数(人)	20,686	4,262	2,524	27,472

■令和6年度 取組の成果

(1) 社会的要請学習

- ・事業参加者アンケートを実施し、内容満足度について「満足」と回答した割合が98%であり、多くの参加者にとって満足度の高い事業を提供することができたと分析している。
- ・社会のデジタル化に市民が対応するための支援として、令和4年度から全公民館で実施している「ICT活用の推進」にかかるテーマでは、スマートフォン等のデジタルデバイスになじみの薄い高齢の方からの需要が高く、多くの参加者があった。民間企業との連携や高校生ボランティアの支援により、非常に満足度の高い事業となった。
- ・令和5年度から開始した「まちなかサードプレイス」は、令和6年度で三期目を迎えた。市内の複数の高校の生徒が当該事業に参画し、主体的な学びや活動の成果として、子ども食堂「野菜ですくすくキッチン～知恵の種をまこう～」を実施した。小学校1年生から4年生まで22名が参加し、学習会や料理、食事することなどを通して、交流の輪が生まれた。

また、令和6年度より中学生を対象とした「サードプレイス Jr.」を開始した。中学生が公民館事業や文化祭における縁日の企画運営・実施に取り組んだことで、中学生の学びや経験の機会となったことに加え、幅広い世代の地域住民の交流の場となった。参加者した中学生から『『ありがとう』と言ってもらった。ハッピーな気持ちになった』、「コミュニケーション能力が高まった」、「公民館は地域とのかかわりができる場所だとわかった」などの感想が寄せられた。

(2) 地域づくり学習

- ・事業参加者アンケートを実施し、内容満足度について「満足」と回答した割合が98%であり、多くの参加者にとって満足度の高い事業を提供することができたと分析している。
- ・「ふれあい交流」では、文化や健康、スポーツなどの多様な活動内容のもと、地域住民同士の交流を図り、市民の地域における活動の促進や地域住民の関係性構築に貢献した。また、「地域と共に考えるまちづくり」では、地域の抱える課題に着目し、地域団体等の意見を取り入れ、百歳体操や防災講座、単身高齢者との交流会などを実施した。

<成果指標>

(単位：回)

指標名	社会的要請学習及び地域づくり学習の実施講座回数				
年度	R4	R5	R6	R7	R8
目標値	400	400	610	610	610
実績値	460	605	617		

■課題・改善案

- ・コロナ禍の影響で大幅に公民館利用者が減少してから、令和5年度まで回復傾向にあったが、令和6年度は令和5年度と比べてほぼ横ばいの状況である。コロナ禍前の令和元年度の

公民館利用者と比較して7割程度にとどまっており、公民館における学びや市民活動への市民の意欲や関心が薄れていることが懸念される。若年層を中心に現在公民館を利用していない層への事業展開や、利用しやすい公民館運営を進めていく。

- ・令和6年度から、持続可能な社会の実現に向け、SDGsの視点を加えた事業展開を進めてきた。環境・エネルギー・不平等など、多様な問題の解決のための土壌づくりとして、公民館における取組を強化していく必要がある。
- ・これまで行ってきた公民館事業におけるPDCAサイクルにおいて、参加率や参加者の満足度といった数値目標にとどまらず、事業主催者として意図するねらいやその達成状況といった視点を明確にするため、実績報告書における「成果」「課題」「改善点」の項目を「ねらいに対する参加者の姿」「よりねらいにせまるための方策」「数値目標についての評価と改善策」に変更し、より多角的な観点から評価を行うことで、事業の質の向上を図る。

■令和6年度点検評価（令和5年度事業）意見・助言に対する対応状況

主な意見・助言	検討・対応状況（令和7年6月現在）
<p>○ 学校が主体となって、高校生が地域資源を知り、見直し、活用して、「まちづくり」や、「ビジネス」を提案し、その取組を地域で応援し支えていく活動や山形市のように行政等がコーディネートして、高校生が主体的に市の事業に参画し、地域づくりに貢献していく活動は社会教育、学校教育の視点からも重要な取組である。今後も、高校生を主体とした若者が地域づくりに貢献する事業を進めてほしい。</p>	<p>○ 高校生をはじめとした若い世代が公民館を会場に行う主体的な学びや活動を支援するため、PDCAサイクルを回しながらよりよい支援の在り方を検討していく。</p> <p>また、令和6年度から「サードプレイス Jr.」を開始し、中学生が公民館事業の企画や運営に携わった。今後も若い世代の成長段階に合わせた支援について拡充していく。</p>
<p>○ 市民のSDGs意識を高めるにあたっては、(公財)山形青年会議所や企業と連携した取り組みを期待したい。SDGsの推進に関しては、学校や行政機関より企業の意識がより高いと認識している。あくまで、一つの提案ですが、SDGsの推進に関しては、他機関と連携した取り組みを期待する。</p>	<p>○ これまでも実施している共催事業において、SDGsの推進という視点をより意識し、民間企業のノウハウを取り入れて事業のねらいにせまる手立てを明確にすることで内容を充実させていく。また、新たな視点や手法の開拓のため、上述の民間企業以外との連携も検討していく。</p>
<p>○ 生涯学習は、特にコミュニティを軸に、多様な人たちを巻き込む必要があることから、これからも若者や子育て世代の人々なども想定した事業をお願いしたい。「自分は学ぶことに関係していない」と思っている多くの人に、学習し続ける必要性の理解を促す工夫をお願いしたい。参加率の低い講座の中には、私たちが</p>	<p>○ 現在公民館を利用していない層が公民館事業に参画するようになることで、高齢者を中心とした既存の公民館利用者の学びやコミュニティが広がるという効果も期待できるため、すべての市民にとってよりよい公民館となるよう、今後も若い世代へのアプローチを続けていく。</p>

<p>生活していく上で重要なテーマがあると思う。可能であれば、難易度などの課題の解決を図り、社会の要請と課題に基づく学習機会を今後も提供してほしい。</p>	<p>また、参加率の低い講座については、その必要性を認識してもらうことや親しみが持てる内容を取り入れることで改善を図っていく。</p>
--	---

■令和6年度取組に対する外部評価者の意見・助言

<p>外部評価者 中井 義時 氏</p>
<p>社会的要請学習については、昨年同様、社会的要請の大きい課題に対し、7つのテーマを設定して取り組み、参加人数も増えている。「防災・防犯テクニック」は、令和5年度52名の参加から令和6年度は163名の参加、若者支援としての「まちなかサードプレイス・サードプレイス Jr.」は、令和5年度147名、令和6年度295名と大幅に増えている。特に、若者支援として、令和6年度からは、中学生を対象にした「サードプレイス Jr.」を実施したことはよかったと思う。</p>
<p>地域の課題や実情を踏まえ、地域との協力のもと、独自の企画・運営による地域づくり学習については、例年と比較して参加者が多少減少している公民館が多い中で、霞城公民館については、令和5年度の参加者3,704名から、令和6年度は4,974名と大幅な増加が見られた。事業数も講座数も少なくなっているが、一つの講座への参加者が多くなっているということであり、大変好ましいことである。</p>
<p>社会的要請学習、地域づくり学習のどちらでも、98%の参加者が学習内容に満足度を占めていること、さらに、高い数値目標の達成に満足せず、実績報告書における「成果」「課題」「改善点」の項目を「ねらいに対する参加者の姿」「よりねらいにせまるための方策」「数値目標についての評価と改善策」に変更していくということについても高く評価したい。</p>
<p>外部評価者 出口 毅 氏</p>
<p>この取組の目的は、社会的要請学習と地域づくり学習の推進であり、その実施講座回数が指標として妥当なら、目標は達成されている。R5から横ばいではあるが、R5ですでに前倒しで目標達成していることを勘案すれば、増加は課題ではないと思われる。</p>
<p>ただ、課題・改善策に記述されたことを考えると、事業数や講座数という公民館がマネジメントできる数値ではない、むしろ参加者数に注目すべきなのかもしれない。学習の機会は十分に設定できているが、本来、学びは主体的な営みであるから、参加者（学習者）側から取組を捉えてみる必要がある。講座当たり、どれほどの参加者がいれば推進されたと言えるか、あるいは講座によってどの属性（年齢など）の参加者が期待されるかなど、分析してみることも必要であろう。</p>
<p>量的な目標は達成されているので、いわゆる質の確保が課題と言える。「満足度」や人気の高さ、多様性などがそれに該当する。講座の参加状況などからの考察により、その原因としての「質」の課題については、すでに検討されていると思うが、さらに質を高めることで、地域における学習の推進をこれからも図ってほしい。</p>

5 外部評価者の総評

<外部評価者> 中井 義時 氏

教育委員会の事務・事業は、山形市教育振興基本計画の体系図に7つの基本施策、26の施策と98の取組として整理されている。その中から、重点的に取り組み、検証すべき6つの取組を点検及び評価の対象としてから3年目になる。重点としての6つの取組「確かな学力の育成」「ICT教育の推進」「特別支援教育の推進」「いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応」「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的な推進」「社会的要請学習と地域づくり学習の推進」は、学校教育や社会教育の重要な課題であり、3年間継続して検証してきたことはよかったと思う。どんな取組でも、「意図的・計画的・継続的」に取り組むことにより必ず成果は見えてきます。実際、3年前と比較しても多くの成果があったと言えます。外部評価の意見に対しても丁寧に対応してきたことも評価したい。「意図的・計画的・継続的」に取り組む、そのことに対して外部評価も入り、さらに新たな取組が実施されていくという過程そのものが重要であり、このような教育行政の動きは、直接、子どもや地域住民の教育に携わる学校の教職員や公民館等の職員に伝わっていくものである。教育委員会が何を重点にし、何を求めているかということが直接、地域の学校教育や社会教育を担う教職員に伝わることはとても重要なことであると考えている。同時に、教育に関する実践は、わかっているけれどもできないことが多いだけに、うまくいかない課題も多く見えてくるものです。課題が見えてきたことをマイナスに捉えず、前向きに考え、「できること」「できそうなこと」（可能性）にしっかりと取り組んでほしい。

また、各取組に対し、実施状況がわかりやすく記載され、成果と課題についても、実施したことについて整理されている。評価すべきことは、数値目標を掲げて達成するなどの成果をあげたとしても、そのことに満足せず、事業主催者として意図するねらいやその達成状況をより多角的な観点から評価を行い、事業の質の向上を図っていこうという姿勢は高く評価すべきことである。

平成27年4月1日より地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律として「新教育委員会制度」が実施されてから11年（山形市は10年目）、総合教育会議の開催や大綱の策定、権限と責任の所在の明確さ、問題等への迅速な対応ができる体制づくりなど、教育委員会制度改革への対応がしっかり実施されてきたと思う。どのように制度が変わろうと、教育委員会の不易な使命は「開かれた教育委員会」である。「開かれた教育委員会」として、例えば、ホームページの中でその活動の様子や会議等が公開されている。学校や関係機関、地域住民に対して、魅力ある話題を、聞きたくなるよう工夫（発信・表現の工夫）していくことは開かれた教育委員会として重要な役割であると考えている。教育委員会における情報の発信・共有については、「これでいいのか？」と常に問い続けてほしい。一つ一つの取組が山形市の教育施策の維持・向上に資するものになることを期待する。

<外部評価者> 出口 毅 氏

今回は、ある取組がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係やつながりの明確さを観点として評価したものである。なぜならば、取組の目的や意義、有効性について行政と学校などの関係者間で共通認識を持つことが大切であると考えたからだ。また、取組が教育上の課題の解決にどのように貢献するかを明確にし、外部からの理解や支持を得やすくすること、すなわち説明責任の強化につなげることを意図したものである。これには「ロジックモデル」を援用している。ロジックモデルは、施策や取組の企画立案、評価において重要なツールとして活用されている。

ロジックモデルは構成要素である、①インプット（投入）→②アクティビティ（活動）→③アウトプット（結果）→④アウトカム（成果）の因果関係（つながり）で考えるが、それらを今回の評価書の①インプット（運営方針）→②アクティビティ（取組の実施状況）→③アウトプット（取組の成果）→④アウトカム（対象取組）に置き換えてみるとわかりやすくなる。また、成果指標は、目的とのつながりで結果をうまく表すものをもれなく設定することが重要である。このつながりを意識してみると、点検・評価は容易になるように思料したところである。その中で、つながりが意識されていない記述やそれぞれの項目（■）における骨子が明確でないものなどが明らかになってくる。

対象取組については、委員会事務としてステークホルダーに働きかけ、全体的により取組をし、6つの対象取組において年度の成果として目標達成や改善はなされている。一層の成果を生み出すためには、PDCAサイクルに基づき運営方針としてのインプットが意識されるべきである。たとえば、インプットは「ICT教育の推進」での新たな電子黒板の導入や「特別支援教育の推進」における特別支援指導員の2名増員などである。人員、物品の新たな資源投入や人員のエフォート（研修会や諸会議の開催など）が目的に貢献しているか、取組の結果が成果に結びついているか、を教育行政においても強く意識しなければならない。

最後に、なぜ評価を行うかという一つの答えは、中長期的な教育の未来像を今一度しっかりと描くためであるということを強調しておきたい。教育の効果は中長期的に表れることから、未来を変革するアクションを生み出すためにバックキャストで考えることは有効と思われる。具体的には「今の小学1年生が卒業するまでには、こういう成果を実現したいから、今年からこんな取組を始めよう」というように、ありがたい未来像を提示しながら、現在の行動や取組について説明する方が説得力はあるように思われる。今取り組んでいることにより、山形市の教育は今後どのような姿になるのか、学校や地域の方にわかりやすく伝わるような事業をこれから展開して行ってほしい。

【参考資料1】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。

- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(事務処理の法令準拠)

第二十四条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項に

において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

ー以下 省略ー

【参考資料2】

山形市教育委員会の権限に属する事務等の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき実施するこの市の教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務等の管理及び執行の状況に係る点検及び評価(以下「点検及び評価」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる事務及び事業)

第2条 点検及び評価の対象となる事務(以下「対象事務等」という。)の範囲は、法第26条に規定する委員会の権限に属する事務その他の委員会が所管する事務及び事業とする。

2 点検及び評価は、点検及び評価を実施しようとする年度の前年度における対象事務等についてこれを行う。

(点検及び評価)

第3条 点検及び評価の実施は、委員会の各課等による対象事務等の自己点検及び評価(以下「自己点検及び評価」という。)並びに教育に関し学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)による評価(以下「外部評価」という。)により行うものとする。

2 外部評価は、自己点検及び評価の終了後に行うものとする。

(自己点検及び評価の方法)

第4条 自己点検及び評価は、委員会の各課等による対象事務等の成果、課題及び今後の方向性について検証することとする。

(外部評価)

第5条 外部評価を行うため、外部評価者を置く。

2 外部評価員は、学識経験者から教育長が委嘱する。

3 外部評価員は、2人以内とする。

(報告書の作成)

第6条 教育長は、点検及び評価の終了後、速やかに点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、教育委員会会議に付議するものとする。

(議会への報告)

第7条 委員会は、前条の規定により付議した報告書について教育委員会会議の議決があったときは、当該報告書を、この市の議会（以下「市議会」という。）の常任委員会及び全員協議会に提出するものとする。

(公表)

第8条 委員会は、前条の規定により報告書を提出した後、当該報告書を速やかに山形市公式ホームページに掲載し、公表するものとする。

(点検及び評価の結果の反映)

第9条 委員会は、点検及び評価の結果を踏まえ、対象事務等の見直し、改善等に努めるものとする。

(庶務)

第10条 点検及び評価に係る庶務は、教育委員会教育企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月21日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成24年度以降の自己点検及び評価について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。